

平成29年第一回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成29年3月27日（月曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 散会時刻の決定
- 第 3 議案第10号 平成29年度八丈町一般会計予算
- 第 4 議案第11号 平成29年度八丈町介護保険特別会計予算
- 第 5 議案第12号 平成29年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第13号 平成29年度八丈町国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議案第14号 平成29年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算
- 第 8 議案第15号 平成29年度八丈町水道事業会計予算
- 第 9 議案第16号 平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算
- 第10 議案第17号 平成29年度八丈町病院事業会計予算
- 第11 議案第18号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第12 議案第19号 八丈町町税条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第20号 八丈町立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第21号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第22号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第23号 八丈町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第24号 八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第25号 八丈町地域包括支援センターの運営基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第26号 八丈町末吉多目的交流施設設置条例
- 第20 報告第 4号 平成28年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成27年度分）について
- 第21 発議第 2号 八丈町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を

改正する条例

- 第22 承認第 4号 議員の派遣承認について（平成29年度東京都町村議会議員講演会）
第23 承認第 5号 議員の派遣承認について（平成29年度要望活動）
第24 承認第 6号 議員の派遣承認について（小笠原親善訪問）
第25 承認第 7号 議員の派遣承認について（平成29年度行政視察研修）
-

出席議員（11名）

1番	沖山恵子君	2番	浅沼憲春君
3番	小川一君	4番	山下巧君
5番	山本忠志君	7番	菊池睦男君
8番	岩崎由美君	10番	奥山博文君
12番	小澤一美君	13番	水野佳子君
14番	土屋博君		

欠席議員（1名）

9番	奥山幸子君
----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	持丸孝松君
公営企業 管理者	關村三男君	教育長	佐藤誠君
消防長	瀬筒穰君	総務課長	山越整君
企画財政 課長	佐々木眞理君	主幹 (企画 財政課)	佐藤真一君
税務課長	川上明和君	主幹 (税務課)	福田高峰君
住民課長	奥山拓君	福祉健康 課長	高野秀男君
課長補佐 (福祉 健康課)	田村久美君	建設課長	菊池良君
主幹 (建設課)	瀬筒国治君	課長補佐 (建設課)	八洲進君
産業観光 課長	沖山昇君	主幹 (産業 観光課兼 教育課)	笹本博仁君

企業課長	菊池正勝君	病務院長	奥山勉君
教育課長	高橋太志君	會計課長	和田一宏君
代表委員 監査委員	浅沼孝彦君	企政画課 財企係情報長	塩野誠君
企政画課 財政係主任	冲山晃君	総務課長	山下進君
総務課長	冲山美智君	住民課長	山路樹一郎君
住民課 浄化槽係	浅沼洋介君	建設課長	松代純君
福祉課 健康福祉係	浅沼晃子君	福祉課長	佐々木恒君
産業課長	浅沼今日子君	産業課長	大川和彦君
産業課長	大澤知史君	産業課長	浅沼晶君
農委事務局 査	金川智亜樹君	教育課長	菊池泰君
教育課 生涯学習係	菅原宏幸君	教育課 生涯学習係	関村優子君
住民課 医療年金係	土方七重君	企業課長	櫻庭郁也君
企業課 経理係	岡野豊広君	病務局長	菊池裕介君
病務局長	菊池直貴君		

事務局職員出席者

事務局長	浅沼房徳君	書記	菊池拓君
書記	佐々木謙一君	書記 (録音)	山本良太君

◎開議の宣告

○議長（土屋 博君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。

よって、平成29年第一回八丈町議会定例会 3 日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（土屋 博君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 博君） 日程第1、会議録署名議員に、13番、1番議員を指名いたします。

◎散会時刻の決定

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第2、散会時刻の決定でございますが、会議終了次第散会したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、2日目からの継続といたしまして、日程第3、議案第10号平成29年度八丈町一般会計予算の審議をいたします。

副町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

副町長。

○副町長（持丸孝松君） 皆さんおはようございます。

町長、公務で上京しましたが、きのうの1便から空港で帰れないという状態で、きょうも朝早くから空港に出向きましたが、帰れないということで電話をいただきまして、大変恐れ

入りますが、きょうは私とともに執行部のほうで説明に対応させていただきます。

そしてきょうは、この間一般会計のほうを説明させていただきましたが、その予算審議の中で教育費がございます。資料館の調査関係の予算も上程されておりますが、その予算の関係には議員さん皆さんの意見を多くいただきました。そういう関係で町長も多くの考えがございます。

また、この議会が終わった後は、新たな資料館の検討委員会も発足されますので、町長としては、その意見等も伺いながら、きょう予算がありますが、通していただいて、その予算の関係はその委員会の意見を聞きながら、今後の6月か9月か、組み替えということで対応したいという旨を伺っておりますので、どうかその予算審議の折、資料館の関係は認めてほしいというか、上程をよろしく了解していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） お諮りいたします。

一般会計予算については、初めに歳入、歳出については、款を分けて進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は予算書のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、一般会計予算書、歳入、11ページから29ページまでの質疑をお受けいたします。
5番。

○5番（山本忠志君） 21ページなんですけれども、先月の2月22日の新聞に、東京都のほうの市町村への総合交付金につきまして、今までよりも10億円プラスして、500億円で決定したというふうな報道があったんですね、新聞にね。それで、これは八丈も総合交付金が少し増えるのかなと思って、去年の予算書を調べてみたんですけれども、変わらずそのまま10億円のままだんで、でももうちょっと詳しく調べてみましたら、異例のことで、これはオール東京39市町村の全ての総合交付金の額というのは今まで公表されていなかったんですね。

ところが、よく調べてみたら、今年度からネットで見られるんですね。八丈の分が13億何がしとなっていたので。ちょっと食い違っているんじゃないのかなと思って、ということでお尋ねなんですけれども、これはひょっとしたら補正で入ってくるのかなという予測もあるんですけれども、ちょっと私まだ資料がないもんですから、ご説明願いたいなと思ってます。お願いします。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 議員おっしゃるとおりに、市町村総合交付金、28年度3月最終補正で13億4,000万ということで、28年度当初から10億ということで3億4,000万またアップし、補正のほうは上程する予定になってございます。

29年度につきましても500億ということで、28年度の500億と同額ということでございますが、ただ、東京都から言われているのは、市のほうも大変厳しい状況であるということで、八丈町自体がその13億4,000万、当年度と同じ金額をまた確保できるというような保証はどこにもないということでございますので、29年度、当初は10億ということで計上させていただいてございます。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） ちょっと勘違いしていました。すみません。ちょっと勘違いしていましたね。

28年度分に補正で3億何がしプラスされるということなんですね。29年度はまだ、それが保証されているわけではないと。ということは、きょう何か机の上に補正予算書があって、まだよく見ていないんですが、ここにプラスされているということですか。わかりました。

○議長（土屋 博君） いいですか、発言は求めませんね。回答を求めますか。

○5番（山本忠志君） いいです。

○議長（土屋 博君） ほかに。

8番。

○8番（岩崎由美君） 15ページの使用料のところなんですが、相当増額というか収入が増えているんですが、これは主に多目的ホールの使用料の増額分になるのでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 多目的ホール使用料は前年比プラス28万4,000円ということで、昨年も計上してございます。先日申し上げたのは、4目の末吉簡易宿泊施設使用料、これを新たに29年度は計上したということでございます。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 末吉の増額分に比べてかなり増額されていると思うんですが、主にこの増額は何になりますか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 多目的使用料がプラス28万4,000円、交流施設使用料は2

万4,000円、厨房使用料がプラス5万8,000円、簡易宿泊施設使用料でプラス70万ということ
でございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

7番。

○7番（菊池睦男君） ええと……。

○議長（土屋 博君） ページ数を教えてください。

○7番（菊池睦男君） ページ数は、国庫補助金ですから……。

（「19だよ」の声あり）

○7番（菊池睦男君） 19か。19になります。

○議長（土屋 博君） 18ページ……。

○7番（菊池睦男君） 19ページ。

まずその前に、今年度の2017年度の国家予算は108兆円ですね。昨年も108兆円までは同額
なんですけれども。自治体の一番関心のあるところは、地方財政がどのような扱いを受
けているか。これによって、八丈町の国庫財政も変化があるわけですよ。それで、その地
方財政の特徴としては、国は社会保障を削減路線と、あとは公共施設の集約化、あるいは公
的サービスの産業化、あるいはトップランナー方式とか、こういういろいろな施策を自治体
に押しつけているわけですよ。

それで我が町の財政がどうなるのかということで教えてほしいんですけども、一つは、
まち・ひと・しごと創生事業費、これ昨年も1兆円だったんですけども、額は同じことしも
1兆なんです。それがことしから成果による算定が持ち込まれて、この概念が入ってくる
というのが一つですね。

それから2つ目にトップランナー方式というのが言われているわけなんですけれども、こ
れは少ない経費でその事業を行っている自治体、これをトップランナーと言うんだそうだけ
ども、そこを目安にして交付されるということで、そのトップランナー方式ですね。

それから3つ目に集約化と公的サービスの産業化ということで、公共施設等総合管理計画、
これ昨年度までに全自治体にこの作成を義務づけていて、八丈島でもこれが作成されていま
すね。

この3点があるんですけども、このことは八丈の歳入の国庫補助金として、これ関係して
くるわけだろうというふうに思っているんですが、そこのところの把握をどういうふうに把
握しているのか、私も十分詳しいことはわからないんですけども、もし上部のほうからのい

ろいろな情報提供とか、ご存じでしたらそれについて教えてほしいんだけども。一般質問で本来ならやればいいのかもしれないけれども、もし十分把握していないということであれば、それはそれで結構です。

○議長（土屋 博君） 企画財政課主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 私の今手元に国から示された資料がございます。確かにトップランナー方式等ございますが、トップランナー方式についての私どもの歳入に値するようなところは、今のところございません。まち・ひと・しごと、こちらのほうは歳入のほうにも交付税の特別交付税と、あと普通交付税、そういったところの算定のほかに地方創生推進交付金の事業等で歳入のほうに計上してございます。あと、公共施設のほうは歳入のほうには、今現在は入ってございません。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） それでは、19ページに地方創生推進交付金600万が載っているわけですが、これは前の議会でも聞いたんだけども、この熱中小学校として2,250万の交付金を見込んでいて、昨年32万か、入って、今年度この605万入るということになるわけですね。そうすると推進交付金は半額の2分の1の2,250万見込んでいるわけなんだけれども、我が町の交付金の歳入見込み額は、昨年の32万とその605万、引いた残りが今からまた入ってくる推進交付金だというふうに理解していいわけですか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 地方創生推進交付金ですけれども、昨年三十数万、ことしが600万ということで、一応これ5年計画でやっておりますので、残りの部分、先ほど睦男議員2,200万とおっしゃいましたけれども、残り3年でその差額分は入ってくる予定となっております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） それでは、東京都の総合交付金、これは先ほど質問があったからいいんですが……。

○議長（土屋 博君） 21ページ。

○7番（菊池睦男君） ええ。これは先ほど問答があって解決しているから、これはこれで結構です。

それでは、次にマイナンバーのことについてお尋ねしたいんですが、これ給与所得にかかわる市町村民税の個人番号記載、このことなんですが、その前に、11ページに、一番上の

項目に特別徴収というのがありますよね。これが八丈の町民税の歳入ですね。この歳入について、今年度から特別徴収義務ということで、事業主が今まで、本人が役場に納入していたのを、今度事業主が源泉税、所得税と同じように従業員から徴収して、納めなければいけないという、特別徴収義務の制度に変わったわけなんだけれども、そのときに、5月ごろ何か書類を各人に発出することになっているらしいですね。それにマイナンバーを書いて、書く欄があって、国はそこにマイナンバーを記入することを求めているわけなんですね。

これについては、先日こういう陳情書が来て、よその団体から陳情書が来て、これは議員配付になっているわけなんですけれども、この中身は全く私たちも同じ考えで、私も同感なんです。

なぜ、書くことがいけないのかということは、これにも書いてあるんだけど、一つは個人の人格的な権利・利益を侵害し、憲法に違反する問題。2つ目に、特別徴収義務者、つまり事業主ですね。これに大変重い負担を負わせて経営を圧迫する問題。それから3つ目に、自治体のこの管理の問題なんだけれども、情報漏えいのリスクが非常に高まって、そしてまた事務方のコストがこれは非常に増大するというようなことで、これに反対するという陳情書が出てきているわけですね。

ところで、八丈町もこの個人番号は記載しない、そういうようなことがこの前議運で報告されたわけなんだけれども、それはそういうことですか。

○議長（土屋 博君） 税務課長。

○税務課長（川上明和君） 7番議員のおっしゃられているのは、特別徴収義務者用の第3号様式のことだと思いますが、先日マイナンバー記載の関係で7番議員からのご質問でお答えしたのですが、回答内容の方針について変更がございました、ということでご報告申し上げます。

先日マイナンバーの記載の特別徴収義務者用第3号様式は、簡易書留により郵送するとご回答申し上げましたが、検討いたしました結果、マイナンバーの有する個人情報や事業者への負担を考えるに、十分な対策がとれていない現状から、平成29年度のマイナンバー記載書類の送付は取りやめたことをご報告いたします。よって、簡易書留で送付するとご回答申し上げましたが、普通郵便にて発送いたします。

以上で、ご報告いたします。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 私は、それ非常にいい選択をしてくださったなというふうに思ってい

るんですが、この状況というのは今年度だけではなくて、来年度もそれ以降も続く状況だろうというふうに思いますので、今年度だけではなくて、次年度もそのような措置をとっていただけると、非常にありがたいかなというふうに思っています。

それと、これは何ページだったかな、地熱のことがありましたね。これは歳出のほうかな。地熱は歳出ですか。歳入でやらないと後で質問できないから。どうですか、地熱は歳出のほうでしたかね。

○議長（土屋 博君） ちゃんとチェックしてくださいよ。困りますよ、そんなやり方は。座ってください。

ほかにございませんか。

5番。

○5番（山本忠志君） 20ページの中学校費補助金なんですけれども、修学旅行のことなんです。これは大変補助いただいて、保護者の方も大変助かっていると思うんですけれども、その中学校費補助金の中の高度へき地学校生徒修学旅行補助金120万何がしということで、ありがたいことではあるんですが、実は今年度の中学3年生の人数と来年度の中学3年生の人数を比べると、来年度は1.5倍になるんですね。数字で言うところの中3は47名、来年の中3は71名と、ぐっと来年に。だから中2が多いんですね、全島で見ると。

これが補助金、今年度の補助金が95万何がしで、ここに会計上が120万何がしということで、生徒数は1.5倍に増えるのに、この額は27%しか増えていないんですね。ちょっとこの辺の、どんなふうになっているのかわからないので教えてもらえればと思うんですけれども。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 中学校費の補助金のこの内訳なんですけれども、一般児童を65人分見ております。準要保護生徒11人、特別支援学級の生徒が1人ということで、その単価が特別支援学級のほうが7万6,220円で見えておまして、一般の児童が5万6,220円ということなんで、準要保護が今度7万1,220円ということで、その割合でちょっと比率が変わってくるという形になりますので、実際には増額して準要保護のほうがちょっと補助費が高いということで、その辺の人数で割り返していますんで、積算的には、全体では二十何%なんですけれども、個々で比較しますとちゃんと増やしてやっているという形になります。よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） ちょっと計算が合わない感じがします。

金額的に、1人当たり、中学生の修学旅行5万円内外の補助をいただいているんですよ。10万円かかっても、個人負担は5万ぐらいで行けるんですよ。ちょっと1人5万円で、およそ70人行くとすると、少なくとも350万。国庫補助金というのは全額補助しているわけじゃないんですか。町の持ち出しもあるということでの理解なのかな。

○議長（土屋 博君） ちょっと丁寧に説明してよ。

教育課長。

○教育課長（高橋太志君） これは全額国の補助ではなく、これは3分の1という補助です。

あとは町のほうになりますね。

○議長（土屋 博君） いいですね。

○5番（山本忠志君） わかりました。

○議長（土屋 博君） ほかに。

なければ前に進めます。

歳入についての質疑を終結いたします。

続いて、歳出、30ページ、議会費から、46ページ、総務費までの質疑をお受けいたします。

7番。

○7番（菊池睦男君） 地熱は歳出でありました。40ページですね。

ここで地熱利用拡大検討委員会委員謝礼として46万3,000円あるわけですが、これ先日のタイムスにも出ていたわけですが、事業者がオリックスに決定して、町とオリックスとで協定書を交わしたということが出ていました。私はこれは、この協定書そのものを議員に配付すべきじゃないかというふうに思うんだけど、その点と、あと住民への説明、これはどういうスケジュールで進めていくんでしょうか。その2点。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） ご質問のとおり、3月9日にオリックスさんと協定書を結ばせていただきました。先日もお話ししたとおり、協定書につきましては企画財政課の事務室、各出張所におきまして閲覧が可能です。ただ、協定書に関しましては、原本そのものということではなくて、書き方を変えたような形で、中身につきましては同じでございますけれども、書き方を変えた形で皆さんにわかりやすいような形で提示してございます。必要とあれば、その協定書原本ではなく、今我々が持っています、事務所にあるものでしたらお渡しも可能かと思っております。

続きまして、住民説明会の予定でございますけれども、実は本日からオリックスさんが来

て、自治会長さんとか挨拶回りをする予定だったんですけれども、ちょっと飛行機の欠航、また船の欠航もございまして、改めて日程を調整するところがございますけれども、一応住民説明会につきましては、4月10日月曜日から中之郷を皮切りに坂上地域、そして坂下地域で行っていく予定でございます。その後、各団体に応じてやっていきたいと考えております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） この事業で一番町民が関心を持っているのは、環境への配慮といえますか、今までその臭気で悩まされたんですけども、そのところがどういうふうに協定書ではなっているのでしょうか、そのところは。例えば、硫化水素ガス、これが基準では6 ppmというふうになっているわけですね。今度オリックスはこれを臭気ゼロにして事業をやっていくのかということですね。その点はどうでしょうか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 協定書自体には、数字的なものは載せてございません。あくまでも提案書を遵守してやってくださいという内容にしかなくてございません。

ご質問のありました臭気の関係でございますけれども、オリックスさん自体の提案としましては、皆さんに公表しているとおおり、通常時はゼロということでやっておりますので、オリックスさんの技術を生かしてそれでやっていただきたいと思っております。しかしながら、地熱の場合、地下の状況というものもいろいろとありますので、その辺についてはゼロを目指すような形でやっていただきたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 永郷に汚泥処理場をつくった時の話なんだけれども、これ異臭が発生した場合には操業を停止して、その原因を突きとめて、それがわかってから操業するというようなことが、実は入っているわけなんだけれども、そういうような担保というのはちゃんとされているのでしょうか。

それが一つと、あと、地元への貢献ということが、これまたやる以上、これは八丈町全体として最大の地元貢献を要求したいわけなんだけれども、その地元への貢献という点についてのオリックスの説明はどういうふうになっていますか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） まず臭気の関係でございますけれども、ゼロといったものが、ある程度数字が出たからすぐにとめる、操業停止するということは我々考えてございま

せん。私どもが進めております0.6 p p mというのは、まず通常どんなことがあってもやっていただきたいというのはやっていきますけれども、まずその原因、どこにそういう原因があるのか、そしてその改善策はないのか、そういったことを含めまして、最終的にこれが全く改善できないということであれば、我々最終的な判断もしなければならぬと思いますけれども、まずはそのプロセスをしっかり踏まえた上での対応を考えているところでございます。

地域貢献策につきましては、まだまだ皆さんにオリックスさんの貢献策、確かにございません。住民説明会等しながら、オリックスさんが考えているもの、それプラス我々オリックスさんの地域貢献策については条件をつけさせていただきましたので、できるだけ地域の意見等を反映させるような形で考えていきたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） その際、先日も農業委員会へ見えて、その地域貢献策のことについても、結局何も具体的なものがなくて提案ができなかったというような話があったわけですよ。今まで町は地熱の利用拡大検討委員会というものを何年来検討してきているわけなんだけれども、当然その中で住民からの地域貢献についての要望なりあって、それが僕はまとまっているんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点はどうなんですか。そういうものが全くなくて、まっさらの状態なんですか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 地域貢献策については、オリックスさんから全くなかったということではなくて、オリックスさん自体も提案がございました。それが我々評価していく中で一番ではなかったということで、もっと地域に根差したような形の地域貢献策を考えてほしいということで、条件をつけさせてもらってございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

今後、いろんな団体さんと、先ほどは住民説明会10日からという話をさせていただきましたけれども、いろんな団体さんとお話を伺う機会も考えてございますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） あと1点です。

私が聞いたのは、その八丈町が従来拡大検討委員会で、その中でそういう積み上げた地域

貢献策はなかったのかというふうに言っているんです。そのことを知らせるべきだと思う。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） その点は先ほどちょっと私ご回答を漏れさせていただきました。

その件につきましては、地域貢献策については、私ども住民の皆さんにどんな地域貢献策がありますかということでアンケート調査をさせていただきました。ほとんど返ってこなかったというのが実情でございます。

プラスしまして、理解促進というのはやってまいりましたけれども、それがそのまま今回使われるかどうかにつきましては、やっぱりいろいろと温度の条件等もありますので、その辺はこれから検討になるのかなと思ってございます。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） ページ数で言うと40ページです。

地域おこし協力隊のことなんですけれども、以前一般質問で水野議員から要望があって、いよいよ八丈でも協力隊の導入ということで、私もそうですけれども、多くの町民が期待を持ってその進行状況を見守っていると思うんですが、何か1回目の募集では集まらなかったのか何なのか、もう一度募集がかかって、今募集中という状況になっていると思うんですね。現在の応募状況について、まず伺います。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 地域おこし協力隊の応募状況のご質問でございますけれども、確かに私ども2月のときに一度募集させていただきました。そのときも問い合わせはございましたけれども、やはり最終的には応募に至らなかったということで、我々も多分期間が短かったことと、周知不足だろうなということで、今3月1日から改めて4月12日まで公募させていただいてございます。

今回につきましては、総務省の地域おこし協力隊に特化したサイトとかもございますので、そういったものも活用、また、いろんな方と、先日のフリージアキャラバンに行ったときに、都内でイベントがございました。そういったところでも周知、PRをさせていただきました。また、そういった方のネットワークを通じて、フェイスブック等で拡散していただく。そんな対応をしているところございます。

土曜日におきましても、先週の土曜日、25日、熱中小学校のオープンスクールにおきましても、私のほうから、今なかなか厳しい状況ですので、皆さん方のネットワークを使ってP

Rしていただきたいという願いはしたところでございます。

そういった中でも、やはり厳しい状況は変わりございません。今のところ数件問い合わせをいただいておりますけれども、実際にいらしたいとおっしゃっているのは1件ということでございます。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） これは、やっぱり来る方も、今いるところを取り払って八丈に来て、延長したとして3年間、ひょっとしたら島に住むようになるかもしれない。人生の大きな選択だと思うんですね。それで島に来るに当たって、一番ネックは何だろうかなと思うと、やっぱりお給料が安過ぎるんですね。一月16万6,000円。これは総務省の報酬ということで年間200万円ということで、その他活動費で200万円、合計上限400万円という縛りがあるものですから、やむを得ないとは思いますが、もうちょっと詳しく調べてみましたら、平成27年度から上限報酬として250万まで認めるというふうに、総務省では発表しているんですね。

今の16万6,000円から250万になると、一月20万8,000円ですよ。それから所得税が引かれ、社会保険料が引かれて、手取りが幾らになりますかね。そろばんはじきますよ、誰でもね。これでやっていけるかなと。やっぱり今はスマホの使用料とか、ちょっとはおしゃれしたいとか、いろいろそういう世の中ですから、この総務省で出している200万という、基本どおりのものじゃなくて、もうちょっと、1回やってダメだったら、今度はもうちょっと色をつけるといいますか、条件を緩和して、サービスを増やしてというふうな工夫があってもいいんじゃないかなと。

野球でも直球ばかりじゃ打たれますよ、やっぱりね。ちょっと変化球でもうちょっと、希望する方への気持ちを考えてもいいんじゃないかなと思うんですけれども。どうしようもないことなんですかね。眞理さんどうですか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課課長。

○企画財政課長（佐々木眞理君） 地域おこし協力隊の関係、まずお給料については9月の議会でご承知していただいたとおり、非常勤の特別職ということで、月額16万6,000円とさせていただきます。その金額の根拠となるものは、山本先生おっしゃるとおり、給料一応200万円というのがありまして、プラス活動資金で200万で400万円という、ある程度の基準があるということでございます。

実際、私どものほうではこの16万6,000円を、これ週フルタイムで働いてくださいという

ことは考えてございません。29時間という枠を設定させていただきました。単純計算でいくと、時間単価は相当いい金額ではないのかなと思ってございます。

それと、地域おこし協力隊員については、非常勤の特別職ということでありましてけれども、副業オーケーでございます。島の中で自分の将来を見据えた上で、何かつながることを、残りの時間、またアルバイトしても構いませんし、考えていただきたいということで我々もこの金額にしたところでございます。

確かにおっしゃるとおり250万円までいけるといことなんですけれども、今我々が地域おこし協力隊サポートするためには、住宅は借り上げましょう、活動に使う車も借り上げましょうとしております。そういうことを考えると、それほどでもないのかなと私実際は思っておりますが、ただ、一目見て16万6,000円というのはインパクト的にはというのは自然とございます。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） もうちょっと丁寧に検討していただきたいなと思います。

それからもう一つ、例えば僕がこれを見て応募しようと思った場合、科目が、働く内容が3つ限定なんですね。黄八丈と観光と、あともう一つなんだっけ……。

（企画財政課長「廃校活用、熱中小学校の」の声あり）

○5番（山本忠志君） 熱中小のね。

自分はちょっと違うことやりたいなと、違うことで町のために協力隊で行ってみたいなという人はいるかもしれない。この3つじゃちょっと自分の気持ちとか専門性とか、食い違ってだめかなということもあると思うんです。そのほか、だから3つを基本とするけれども、そのほかのご希望には相談に応じますとか、ちょっとそういう幅を広げる工夫というか、検討していただきたいなと思います。すみません。

○議長（土屋 博君） 企画財政課課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） お答えさせていただきます。

地域おこし協力隊については、まず基本的なところで移住・定住と地域の課題解決というのが、2つ大きくあります。そういった中で、まず我々は地域で困っていることは何だろうなということで、最初に立てたのがその3つということでございます。先ほども言いましたとおり、実際私ども4日間しか働くことを、この業務に関してはしておりません。その残りの時間を使って、自分がやりたいこと等を見つけていただければ、我々もできるだけ可能な限りサポートはしていきたいと思っております。

○議長（土屋 博君） ほかに。

7番。

○7番（菊池睦男君） 40から41にかけて、熱中小学校の関連費が計上されているんですが、40ページの真ん中あたりに報償費で235万ありますね。それから41ページに委託料で約300万ありますね。その下に使用料及び賃借料で5万と16万2,000円があつて、それから工事請負費で999万あるわけですが、これ合計すると1,591万2,000円になるんですが、これが今年度の熱中小学校の関連の予算書ですよ。そうしますと、先ほど交付金が600万入って、1,500万の歳出になるわけだけれども、その残りといいますか、900万ぐらいは一財から出しているということになるんですか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） ご質問の熱中小学校の関係でございますけれども、企画財政課の当初予算資料の1番目のところの11ページのところにあるとおり、睦男議員おっしゃるとおり、資料のほうは1,593万6,000円として計上しておりますけれども、おおむねその数字でございます。交付金が600万5,000円ですけれども、2分の1というのはルール上のものですので、実際の数字を引きますと1,200万になるので、300万、これについては町単独で持たなければいけないと思っております。

その財源をどうするかにつきましては、先ほどおっしゃられたとおり、今回の地方財政計画の中で、1兆円計上されているという中で、我々は交付税等を使って対応させていただいているということでございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） ページ数で言うと32、33ページ、ふるさと納税についてちょっとお聞きしたいんですが、予算見積もりが157万7,000円、歳入のほうの見積もりが240万、差し引きした82万3,000円の、一応歳入ではね。だけど八丈町のほうからもふるさと納税で出ていくと。個人的には余りこのふるさと納税というのは好きな事業じゃないんだよね、はっきり言ってね。たまたま八丈町は高額があつたからいいようなもので、これ出ていったら本当に幾らも残らないですよ。

返礼品は国のほうで3割までというように持っていくみたいなんですけれども、これ、ちょっと八丈のほうから出ていく金額が多くなってしまうと、大変なことになっていくんじゃないかなと思うんですが、税務なのかな、企画なのかな、これもうちょっとやるんだつたら真剣にやっついていかないと、ANAだけでいいのかなという感じもするんですが、ちょ

っとANAさんもかかり過ぎるのかなという気がするんだよね。このシステム関連でね。その分だけ入ってくればいいんだけど、ずっと。そこら辺はどのように考えていますか、町のほうでは。

○議長（土屋 博君） 総務課庶務係長。

○総務課庶務係長（山下 進君） おっしゃるとおり、純利益としましては82万3,000円、約34%というふうな形でこちらは試算をしています。また、ANAの固定費のところが月5万円ということで、これはそれ以外のものは納税額に応じたパーセントでなりますけれども、この固定費の5万円というふうなものが寄附金の額が少なければ非常に影響が大きく、寄附金が増えてくれば影響が少なくなってくるというようなことでこちらは考えております。

また、ANAのふるさと納税のところで、いろんなイベントの告知もできますので、そういった形で納付の額を増やしていけるような形で取り組みたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） この八丈町の場合、返礼品というのはどのようなものを出していますか。

○議長（土屋 博君） 庶務係長。

○総務課庶務係長（山下 進君） 八丈の特産品というふうなことで、焼酎であったり、くさや、あとはアシタバの麺類、あとアイテムとしてはこれからいろんな形で増やしていきたいと考えております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 何割、返礼品額のパーセントで言えば1万円に対して大体、価格で幾らぐらいのものを予定しているわけ。

○議長（土屋 博君） 庶務係長。

○総務課庶務係長（山下 進君） 20%、いただいた納税額の約20%を返礼品というふうな形で考えております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） この全日空さんね、協力してもらっていいことであるんだけど、返礼品が20%、また全日空さんに対してのどうのこうのというと、3割超えちゃうんじゃないかな。そこら辺は大丈夫ですか。結構かかり過ぎているなどは思うんだけど、全日空さんに関しては、個人的にふるさと納税してくれる方がいいんだけど、全日空さんと結構パーセントで増えるんじゃない。

○議長（土屋 博君） 庶務係長。

○総務課庶務係長（山下 進君） 返礼品の額に応じての成果連動という形で、額が増えればこちらからのシステムの利用料のほうも増えるわけですが、ただ、一番固定費の月5万円というふうなところが、いただいた額が例えば非常に少なければ、その5万円の影響がパーセントとしては大きくなるということで、それ以外のものは成果連動になっております。その全日空さんのシステムであったり、それに関連する公金のシステムであったりというところは、いただいたものへのパーセントというふうな形での支出になっております。

○議長（土屋 博君） 7番。

ページ数言ってください。

○7番（菊池睦男君） 109ページと113ページ。これは総務課所管の職員数の人数についての……

○議長（土屋 博君） ちょっと、ページ数言ってください。

今46ページまでを受けていますから、質問のほう。

○7番（菊池睦男君） それはそうだけれども、これは総務課所管の事業だから……

○議長（土屋 博君） だから最初のもとになるところは。

○7番（菊池睦男君） 資料を使って質問するんです。109ページと113ページ。

○議長（土屋 博君） 総務費に関連してということですね。

○7番（菊池睦男君） はい。

○議長（土屋 博君） はい、どうぞ。

○7番（菊池睦男君） これ岩崎議員も職員の離職とか、再雇用がどうなっているのかという一般質問があったんですが、私も総体的にどういうふうになっているのかなと思って、ここで見てみるだけだけれども、これこの前総務課長もちょっとわからなかったから聞いたんだけど、聞いてもわからないから、また聞くんですが、109ページに一般職として、本年度が170人、前年度が172人で、2人の減員になっているということですね。

また同じ113ページの級別職員数が150人、それから去年の、これ28年の1月1日で、その下の段には156人というふう書いてあるんだけど、結局どの数字を見たらいいのかということなんです。そこのところちょっと、僕だけじゃなく皆さんもわからないだろうから、ちょっと教えてほしい。

○議長（土屋 博君） 庶務係長。

150名の内訳だ。

○総務課庶務係長（山下 進君） まず109ページの、本年度でいうと170と書いてあるのは予算上で計上しているところの数字になります。それで113ページ、ここでいろんな級に人が割り振られていますけれども、これは実際にその1月1日現在で在職している職員の数が計上されているものになります。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） それでこの前聞いたんですけれども、それじゃ113ページで見たほうがいいですね。実際の数ということだから。

この一般行政職の150人の中には保育士も入っているという話ですね。あと技能労務士、保健師、栄養士、この人たちが入って150人ということでしょう。そうすると、そのほかに公営企業の職員がありますよ。バス、水道、病院ね。それはそれぞれの予算書の中に資料があるかもしれないけれども、ちょっとそこは見ていないんですけれどもね。

私が聞きたいのは、その職員総数の中の条例上での定員の総数と、現在の実労働者数、実職員数、それを例えば一般職でも、さっき言ったように保育士もあるし一般事務の人もあるわけだし、それから公営企業もあるわけだし、そういうのを全部、現在の労働者数と職員数と、それから条例でその定員というのがあると思うんだけど、それと両方対比できるようにして、10年ぐらいの経年度で出せますか。今すぐでなくてもいいわけだけでも。

○議長（土屋 博君） 答弁してください。

庶務係長。

○総務課庶務係長（山下 進君） 条例の定数は予算上の上限というような意味合いもありまして、それを超えているということはありませんけれども、具体的な10年間の充足数というか、一つの目安としてはまたご用意したいと思います。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） なぜ聞くかというのと、やっぱりその職員数が少なくてオーバーワークになっているんじゃないかと。それはその数で拾って見ないとわからないじゃないですか。

例えば何年前には病院の薬剤師さんがいなくて、相当な残業をしてオーバーワークだったということも聞くんだけれども、全体的にそういうことがなければいいですよ。なければいいんだけど、どうなっているのかなと思って、統計的な数字を出せば出してほしいということです。それは後でいいですよ。

あと1点ですが、これは本当に些細な小さな問題なんだけれども、この予算書のつくり方なんだけれども、目次があるわね、一番最初に。一番最初の裏面に目次があるんだけど、

この目次で8、9ページまであるんですよ。それから歳入と歳出が出てくるんだけど、歳入と歳出を調べるのに非常にやっかいなんだ、これね。しょうがないから、私は歳入と歳出のところに附箋をつけてやっているんだけど、本当ならこの歳入と歳出が区別かできるような、色紙でも使うとか何とかで、歳入と歳出が仕分けしやすいようにすると楽かなと思うんだけど、そんなことは勝手に議員がやれということなのか。

あるいはここに目次に大事な歳入と歳出の項目がないからさ、何ページかと思って引きたいんだけど、それも書いていないし、本当に小さな問題なんだけど、どうですか、そういう予算書の作成について。

○議長（土屋 博君） 地方自治法の細則に、款項目節の科目を全部載っている順番に従って、全国の予算書がわかるような方式でつくりなさいということになっているわけだから、そこは変更できないですよ。節の変更とか変更はできるけれども、できないですから、新しく例えば何かの事業がある場合には新しく節を設けるんだけど、款項目でも。これは規則によってやっておりますから、この方式は。あとは執行部と議会側でちゃんと説明を丁寧にしてもらおうと、これしかないです。

○7番（菊池睦男君） それは議長の意見だけでも、総務課、どうなの。

○議長（土屋 博君） あんたも説明しておけ。

主幹。

○企画財政課主幹（佐藤真一君） 今議長が言われたとおり、地方自治法施行令等の様式に従って、八丈町の当初予算も作成してございます。

意見は賜いますが、ほかの自治体、あとそのご意見を反映させるとして、私どもぎりぎりの当初予算の計上をしてございます。日程的にですね。ということで職員の負担も勘案しながら、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） ページ数はないんだけど、オリンピック・パラリンピックのあれが教育のほうしか出ていないんで、担当が多分企画財政になると思うんで、ここで質問したいんですが、お願いですよ。

今東京都では都市鉱山ということで携帯電話なり何なり集めていますよね。携帯電話で2,000万個集めなくちゃいけない。そのうち要請は来るとは思うんですけども、どこか区市町村もやっているところがあるかわかりませんが、要請が来る前にぜひとも我が町は率先して、大した数は集まらないと思う。七千五、六百の人口ですので。ただ、あれなか

なか捨てないんですよ、みんな、家には結構あると思うんです。ガラケーなり何なりが。ぜひとも東京都に協力する形というか、要請が来る前に、大して予算かからないと思うんですよ。率先してやっていただきたいと思いますが、企画財政課長はどのような考えでしょうか。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 今小型家電の収集ということになっての携帯だと思っておりますけれども、今こちらでやっていないんですが、4月以降に何か来るというような情報は承っています。ということで、一応島嶼部まとまってやったほうがいいのではないかとということで、5月か6月に島嶼部の廃棄物の会議がございます。そこに課長が全島嶼で集まりますので、ちょっとしてそこで話等相談させていただいて、前向きに検討はしていきたいなというふうには考えています。

○議長（土屋 博君） 総務費まで、質疑を終結いたします。

続いて、46ページ、民生費から、66ページ、労働費までの質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（山本忠志君） 今いただいた範囲内で2つ質問があるんですけれども、まず1点目は52ページの賃金の中の臨時保育士等賃金というところでございます。

これは臨時保育士というぐらいですから、正規な保育士じゃなくて臨時に雇った方の賃金だと思っておりますが、具体的な人数は、どのぐらいの方が臨時で保育士として雇用されているのかということと、あともう一つは、保育園関連のことにつきましては、ゼロ歳児保育の要望が高いんですね。坂下地区へのゼロ歳児保育園の開設といいますか、これはちょっと予算とは関係ないんですが、今現在どういうご予定でおるのか。ゼロ歳児保育坂下に開設ということについてお伺いします。

続けていいですか。別の件で、これはこれで切った方がいいですか。

○議長（土屋 博君） いや、どうぞ。

（「切ったほうがいい」の声あり）

○5番（山本忠志君） じゃお願いします。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐、お願いします。

○福祉健康課課長補佐（田村久美君） それでは、臨時保育士についてお答えします。

臨時保育士といっても保育士の資格をお持ちの方と、あと保育士の資格をお持ちでない保育補助という方をお願いして、各園でこちらのほうでお願いしております。

人数的には、月に大体50名ぐらい近くになると思うんですが、未満児クラスの補助であったり、あと加配というか、お子さんに合わせて、そのお子さんに1人保育士さんをつけるといった形で対応しています。これでよろしいですか。

○議長（土屋 博君） どうぞ、5番。

○5番（山本忠志君） 重複になりますけれども、坂下地区へのゼロ歳児保育の開設についてはご予定ございますか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（田村久美君） 26年度末に子ども・子育て支援計画というものを町で作成しまして、全戸配布したと思うんですが、そちらの計画の中では、31年までに坂下でゼロ歳児保育を始めますということで、町としても計画に向けて検討しているところではございます。ただ、ご承知のとおり保育士の不足であったり、あとまだどちらの園で実施するかは今検討中なんですけれども、実施に当たっては施設の改修が必要になりますので、こちらは保育士の確保と施設の改修、十分に検討して進めてまいりたいと思います。

○議長（土屋 博君） ほかに。

5番。

○5番（山本忠志君） もう一つは、57ページです。

○議長（土屋 博君） 57ページ。

○5番（山本忠志君） 19番のところに、島外医療機関通院交通費補助金というのがありますけれども、大変利用される方は助かっておるところなんですけれども、実はこの利用の仕方について、ある年配の方から相談があったんですけれども、町で実施している健康診断のときに、医師の問診の中で精密に検査したほうがよろしいですよというアドバイスをいただいたと。

そのとおりで東京に上京した折に大きな病院で精密な検査をして、帰ってきてから島外交通費の申請をしたところが、それは島のお医者さんに証明書をいただかないと支給対象にならないということで、ちょっと残念がっていて、僕もルールから言えば島にいるお医者さんの証明があって初めて書類が整うんだと思うんですけれども、これは町で実施している健康診断は、確かに島の医師じゃないかもしれないんですけども、島でやっている医療関係の行事なわけですから、これは島の医師と見なしても、拡大解釈ですけども、ということで、その方は交通費補助を受けさせてもらえないかなと思っていたようなんですけれども。

ちょっとこれは、そういう場合は島で実施している健康診断での医師の診断というのは、

島の医師の診断に準じた形で、ちょっと幅広く見てあげてもらえないかなと思うんですけどもね。どなたか関係の方ご回答願えますか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） 今の件ですけれども、今のルール上は島の医師がきちんと証明を出して、そこで我々のほうでも判断して対象者ということで補助を出しております。実際に、個人的に島外の医療機関にかかっている方も、今のケースとはまた違っていらっしゃるかと思います。その辺の方の実態までは我々も正直把握し切れていないところがあります。

そういった健診の中でどれほどの方が、例えば今おっしゃったようなケースで島外のほうに受診されているのか。そういったところを把握する中で検討していきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） ぜひ、誰でも彼でも自分勝手に島外へ行った人にまで交通費補助というのは、それは支給対象にはならないと思うんですけども、せめて町で実施している健康診断の場合は入れてもいいんじゃないかなと。先ほどの話で総合交付金も少し増えるようですし、ちょっと幅広く見ていただけないかな。もちろん、そういう基準の決め方というのは大事だと思うんですけども、幅広く見ていただきたいと思います。要望です。

以上です。

○議長（土屋 博君） ほかに。

労働費までの質疑を終結いたします。

続いて、66ページ、農林水産業費から、81ページ、商工費までの質疑をお受けします。

1番。

○1番（沖山恵子君） 78ページ、観光費、フリーズアまつりについてお伺いいたします。

○議長（土屋 博君） 78ページね。

○1番（沖山恵子君） はい。ことしのフリーズアまつりなんですけれども、私のところへも苦情がたくさん来ておりますので、ちょっと長くなりますけれども、3つに分けて質問したいと思います。

まず1つ目が、祭り会場、花がなかなか咲かなかったのがなぜなのかということ。現状、観光客の方が摘み取りと、摘み取れなかった場合には花束のプレゼントのサービスがあると思うんですが、それがもらえていない方がいらっしゃることはなぜなのか。

また、この予算書では来年度もやることで予算要求していますけれども、ことしと同じような形で来年もおやりになる予定なのか、少しは工夫する気があるのか、その辺についてお

伺います。

まず1点目、何で咲かなかったのかということについて、ちょっと伺わせてください。

フリージアまつり、小池都知事もいらっしゃるということで、報道機関もたくさん来ました。町にとっては絶好の観光PRの場所だと思ったのですが、緑のじゅうたんで報道するテレビ局もありませんでした。なぜ町はそこで咲かせる努力をなさらなかったのかということをお伺いしたいと思います。

農家に聞きましたら、フリージアはつぼみがついてから花が咲くまで、おおよそ1カ月かかるそうです。19日のオープニングということだと、逆算しますと2月の末にはつぼみがついていなければ19日には間に合いません。私、3月1日に畑を全部見て回りました。そのときに畑、保温用のビニールは半分もかかっていませんでした。つぼみもほとんどついていませんでした。その段階で、オープニングには間に合わないなと思ったのですが、何かこれからおやりになるのかなと思って見ておりました。ことしの冬、例年より寒かったです、皆さんもご存じのように。なのに保温用のビニールすらかけていない。なぜ何もこういうことをしなかったのかなというのがとても不思議でした。

一般的に、これ民間企業でしたら、担当者は始末書を書きなさいと言われ、減給ものです。3万円の飛行機代と1万円の宿泊費をかけて、お客様はいらっしゃいます。私が聞いた話では、1年間かけて兄弟で八丈にフリージアを見に行こうねといってお金をためて、3兄弟で八丈にいらした。でも花咲いたのを見られなかった。どこか咲いているところはないですかと、どこか咲いているところはないですかと一生懸命聞いたと。でも聞かれた方はどこが咲いているかわからなかったので、教えてあげることができなかった。お客様大変かわいそうでしたという話も聞きました。

何で何もしなかったのかということを知りたい。ちなみに末吉自治会で管理している名古屋の展望台のフリージア畑は保温用のビニールをかけました。開花促進のために水かけたりいろいろ工夫しました。19日の段階で咲いております。現在、支庁の駐車場のフリージア、数千本が満開です。とてもすてきです。頑張れば結果はついてきます。また、暖めれば花は咲きます。八形山でも1日1万円ぐらいの燃料をかけて10日ぐらいたけば、全部とは言わないまでも、ある程度は咲いたと思います。

私実際に自分でフリージアをこつこつつくったんですけれども、3月5日が納期だったんですね。しょうがないなと思って赤字覚悟でどんどん燃料をたいて無理やり咲かせて納めました。やればできることってあるんですね。頑張れば全部は咲かなくても多少はどうにかなる

んです、と思うんですけれども、何で何もしなかったのかなと。

大体これは観光課だけの問題ではなくて、ここまで来てしまうと八丈町全体の問題だと思うんですね。インフィオラータも1週間延びましたよね。こういう場合には大抵サラリーマンの場合は、報告・連絡・相談と言われ、上司に相談し町長とか副町長とかに、すみません、咲きそうにないんですけれども、都知事が来るときに間に合いそうにないんですけれども、どういたしましょうかとお伺いを立て、周りの課長さんたちに何かいい方法はないのかなと相談して、農家の人にどうにかなりませんかと聞いて、何かすると思うんですけれども、何かやったのかなと。また、副町長、きょういらっしゃいますけれども、そのような相談はあったのかなと。

都知事いらっしゃるのに花咲きませんでしたって、八丈島の恥ですよ。町長にとっても非常に不名誉なことですよ。それに対して何か相談とか報告とかあったのか。どのような努力とかをしたのか、その辺をちょっとお伺いしたいです。よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 今回、本当にフリージア開花が、まだ進んでないような状況で、観光客の皆様には大変申しわけない気持ちでございます。

なぜ努力をしなかったかというご質問でございますけれども、私どもは委託事業者である農協さんと連携をして、何とか祭りに間に合わせるように話し合いながら進めてきたところではございますけれども、いろいろ球根を植える時期ですとか、土壌の関係、さまざまな要因はあるというふうに思っております。その部分を私どもも育てるということに関しては、なかなかそういう知識がございまして、これまで長年やっていただいております農協さんにノウハウがあるということで、そのようなことで私どもから努力をしなかったと言われればそれまでということだとは思っています。

来年に向けましては、その辺精査をしまして取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（土屋 博君） 副町長。

○副町長（持丸孝松君） 本当ことしのフリージアというか、季節の関係でこんなにおくれたのは、私も記憶のあるところでは本当に珍しいことだと思います。

そこで、先ほど現場を見たとか、連絡があったとかということで、もう2月からわかってきたことでして、産業の主幹とは町長とともに何回か現場にも行ってございます。都知事が見えるということになったら、周りの清掃とかいろいろ話しながら、一応フリージアが一番、

1つ置きにかかっているのがどうだということですが、フリージアの命は大変短いです。そういうことで1つ置きにかけはしたんですが、中には病気の列もあったりして、本当にことしはフリージア自体が島全体少ない中、こんなに不作だったというのは大変私も残念だったと思います。

そういうことで、フリージアまつりは八丈で最大のイベント祭りになってございますが、生産者も少なくなっているということを聞きましたし、本島でフリージアというものをどういう方向で増やせば、去年から各家庭も何個ずつかということで配布もしてございますが、どういう効果をやればいいのかということで、本当これは観光協会なり全部で、祭りというものを考えていかなければいけないという大変そういう時期に来ていると思いますので、作付関係についてはもう一回、農家とか農協、また町のほうでも関係機関で相談していきたいと思いますので、一応本当、町長も見なかった、私も見なかったということじゃなくて、一番フリージアというのはみんなが心配していたけれども、咲かす力が、先ほど恵子議員からはいろいろな方法もお伺いしましたが、うちのビニールかけをちゃんとやれとか、そういう指示も毎年のことしかできなかつたことが、大変今残念だと思います。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） 例年全てにかかっているんですが、ことしなぜ1つ置きなのかなというのは疑問ですが、それは後でもう一回聞きます。

2つ目、観光客の方、きのうも雨でしたけれども、私アシタバの無料摘み取り所に3日間通いました。そこで観光客の方20人ぐらいと話をしたところ、「花、見に行った？ もらった？ 摘んだ？」と聞いたら、2人ぐらいしかもらったという人いませんでした。なぜなのか。

畑に行っても花は咲いていない。もらえない。おまけに飛行機は欠航した。帰れない。本当にことしの観光客の方かわいそうです。私はそのときにごめんなさいと観光客の方に言って、摘めないときはもらえることになっているからもう一度行って、はっぴを着たスタッフの方に声をかけてみてくださいねとアドバイスをしました。町として制度としては、そういう制度をつくっているのはわかります。でもスタッフさんが観光客の方に、どうぞこういうことをやっているんですよと言わないと、なかなか観光客の方、花くださいと自分からは言えないものです。

そういうスタッフさんの教育、ぜひちゃんとしてほしい。おとしも言いました。マニュアルつくったらどうですかというような話をしたのですが、ことしもなかなかスタッフさん

は施設の中にはっぴ着ていらっしやるだけで、ご自分から声をかけてどうですかと、差し上げるところまではいっていないような感じがします。ぜひ、その辺徹底していただきたいと思います。

ちなみにスタッフさん70歳を超えた方が多いですので、一度言ってもわかりません。私3日間アシタバの摘み取り所に行きましたけれども、はっぴ着ていたのは1日だけでした。2日は摘み取り所のスタッフさんもはっぴも着ていません。旗も出していません。はっぴ着たらどうですか、旗出したらどうですかと言ったら、きょう雨だから風でぬれると悪いし、飛んじやうと、雨でも普通旗出すでしょう。はっぴ着るでしょう。それをスタッフさんがなかなかできないということは、それを指導できない町の問題だと思うんですね。

先ほど作付、農協さんといろいろやったけれどもうまくいかなかった。それも農協さんともうちょっと話をしてやれば、こちらはお願いしている側ですから、こうしてくださいと言えることができるはずですので、もう少し町のほうできっちりと話をしてやっていただくか、もしくは町の職員が毎日行って、朝行ってスタッフさんの顔を見て、こうですよ、毎日説明してさしあげるとかしないと、なかなか実行するのは無理じゃないのかなと思いました。

もう1点質問があります。

アシタバの摘み取りというのも、フリージアまつりのイベントに入っているはずなんですけれども、ポスター、チラシには書いておりません。花が摘めないならせめてアシタバの摘み取りをと思うのですが、摘み取り所にほとんどお客さん来ません。なぜか。知らないからです。たまに来る人にどうやって知りましたかと聞いたら、何かで聞いたから観光協会に行っで聞きましたとか、ネットで調べましたとか、非常に苦労していらっしやっていました。もう少しその辺もPRしたらどうなのかなと思います。

スタンプラリーのチラシは置いてあるんですけれども、肝心のスタンプを押す場所にはアシタバの摘み取り所になっていません。スタンプラリーのチラシを持って「スタンプください」と来た人に、「ごめんなさい、ここ違うんです」と言うのもちょっと悲しかったです。その辺、もう少し何か配慮ができるのかなと、祭りのイベントとしてアシタバの摘み取り所も加えるのであれば、ちゃんと考えてやったほうがいいんじゃないかなと思いました。

質問です。ことしのアシタバの摘み取り所はフリージアまつりの中でのイベントの位置づけがどのようになっていたのか、どうしてお客様が来ないのか、宣伝をしないのか、その辺を教えてください。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） まず、先ほどスタッフの関係が出ましたけれども、職員毎日朝、八形山のほうには行って、毎日スタッフに説明をさせていただいておるところでございますが、花をもらえていないということは、私のほうにも耳に聞こえてきましたので、その辺また徹底していきたいというふうに考えております。

アシタバの摘み取りの関係でございますが、フリージアまつりの一環としてやらせていただいております。周知方法が足りないということでございますので、この辺はまた見直してPRに努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 1番。

○1番（沖山恵子君） すみません。蛇足ですが、フリージアの花には早咲きと普通咲きと遅咲きがあります。同じ日に植えて同じように水をやっても咲く時期が1カ月違います。3つ植えておけばどれかが祭り期間に当たります。ぜひ来年はそのような工夫もなさって、どうか祭り期間中、全てが満開でなくてもいいんです。どこかが咲いていればいいんです。いろいろ工夫なさって準備をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） フリージアの関連ですけれども、年々天候がおかしくなっているせいか、ことし非常に咲かなかったのは残念ですけれども、これは自然のこともありますし、その中で1週間延ばしてくださった英断は本当に評価したいと思います。ありがとうございます。

それで、ここ二、三年、アシタバもちょっと心配なことがあったりして、フリージアの農家さんも大分少なくなっている中、前回ちょっと担い手育成センターと連携したらどうですかと言って、却下されちゃったんですけれども、そういうこととか、八高さんと一緒にやってみるとか、そういうことも必要だと思うんですけれども、そのほかにフリージアの農家さんが少なくなる中、やはり今後、どうしてもやっぱりこの春の八丈島の花のお祭りというのは、エージェントさんにとっても非常に重大なもので、ことしの春休みの観光客は非常に伸びがいいというふうに私も伺っていますが、その現象が4月中旬ぐらいまでは続いておるといことで、時期の見直しもあると思いますけれども、ぜひフリージアをメインにしつつも、何か新しい花とか、新しいものも一緒にあわせて、この花のお祭りを盛り上げていったら、継続していったらどうかと思うんですが、そのあたりのこと、いろんな、例えば八農振さ

んとかいろんなところと連携が必要だと思うんですけども、今後について、ポジティブな形で花のお祭りを継続させていけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） メーンはフリージアまつりということで、そこに力を入れていきたいと思います。

サブ的な意味というんでしょうか、確かにほかの花も周りにあったらいいのかなというふうにも思っておりますので、その辺は検討並びに実際にやっていきたいなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） 79ページですが、観光PR動画作成委託料としてありますけれども、これ作成したものはどういうふうな利用をされるのか。あるいはDVDとかで、各観光事業者に配付するとか、そういう考えはありますか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） データ等につきましては、観光事業者さんにも利用していただきたいなというふうに思っております。

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） 雨で外へ出られないときなんかは、例えばホテルとか、そこで見せてあげるのはいいかと思います。

それと、鯨なんですけれども、調査謝礼200万、それから船の借り上げが200万、440万ぐらい計上してあるんですけども、これは大学のほうからの要請で組んだものなんでしょうか。

○議長（土屋 博君） 総務課庶務係長。

○総務課庶務係長（山下 進君） 大学側と打ち合わせをしまして、調査の時期であったり調査の人数であったりというようなものを調整したものであります。

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） これは毎年行う予定なのかということと……。

○議長（土屋 博君） 何を。

○4番（山下 巧君） 毎年この調査を。

○議長（土屋 博君） 鯨のね。

○4番（山下 巧君） 鯨の調査ですね。

それと、むしろこういう流動的なもの、来るか来ないかわからないもの、こういったものに今後続けていいものか。これは来るなといったって、来るときは来るし、そういう非常に流動的なものだということ。むしろ、ダイバーとか漁師さんにカメラを預けておいて、情報が入ったらそれを買取るとか、そういうふうな、ある一定期間だけ動くんじゃないかと、常に海に出ている人たちの情報のほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それと、ネット集客事業の委託、これはインターネットでの八丈島のPRと思うんですけども、あるいは楽天とかそういうところに払っているお金だと思うんですが、その辺の明細をお願いします。

○議長（土屋 博君） 先に、総務課庶務係長。

毎年やるのかどうか。

○総務課庶務係長（山下 進君） ザトウクジラの調査については、学術的な知見を集めるといった意味合いもありまして、東京海洋大学さんが企画についてはやっけていただいているところです。ただ、大学の予算をつけるというふうなのが、すぐにはつかないようでして、28年度そして29年度は町のほうで予算の措置をいたしまして、30年度からは東京海洋大学さんの予算で調査というものが進められることになっています。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） ネット集客事業でございますが、じゃらんと楽天に1回につき9週から12週掲載してございます。じゃらのほうは983万円、楽天のほうは235万円という内訳でございます。

○議長（土屋 博君） いいですか。

○4番（山下 巧君） わかりました。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 先ほどフリージアまつりの話が出たんですけども、花が咲かないのは本当に残念だと思うんですけども、ただ、実行委員会というのがありまして、町はもちろんそれなりの、観光課はそれなりの責任があると思うんですよ。ただこれ、イベントというのは、住民が本当に参加しないとだめなんですよね。文句を言うのは簡単なんだけれども、宿泊業者なり飲食業者なり、この期間、利益を結構得る業者というのはいますよね。その仲間がやはり一緒になってやらないと、はい、行政あんたらの責任ですよというわけには、一方的に言えないと思うんですよね。ぜひともいろんな方、住民と一緒に参加させるように、町のほうも努力して、実行委員会が何やったかというのは、全然見えなかったね、ある意味、

今回は。

俺どっちかという実行委員会の責任だと、俺はね。だから、実行委員会の委員の方、経済企業委員長も入っているのかな、よくわからないんだけど、途中だから。ぜひとも町だけの責任にするんじゃないで、島で観光業に携わる人たち、それ参加しないと、これじり貧になっていきますよね。もちろんフリージアをつくる生産者が少なくなっていっていますので、これからどういうふうにしてそのフリージアを生産していくのか。多分利益じゃなくてこの祭りのための生産をしていかなくちやいけないと思うんです、予算をかけて。そこいら辺も考えながら、来年度そこいら辺も反省しながら、来年度に向けて頑張ってもらいたいと思うんで、ぜひとも課長頑張ってください。

○議長（土屋 博君） 要望でいいですか。

○10番（奥山博文君） はい、これは要望です。

○議長（土屋 博君） 商工費……。

5番。

○5番（山本忠志君） フリージアが話題になっているんですけども、僕パブリックロードレースのことでちょっと、要望なんですけれども。

ことは雨の中で大変なレースになったわけですけども、それでも来て走ってくれた方もいて、感動しているんですが、終わった後も温泉にご案内したり、懇親会ですとか、大変おもてなしすばらしいなと思って見ているんですが、実は、その翌日のことなんです。飛行機が欠航したために大勢の方がキャンセル待ちで朝早くから並んでいた。雨の中、寒い中。

それで、空港のドアが開くのは午前7時だったかな、決まっていて、原理原則どおりなんです。雨だろうが寒だろうが関係ないと。7時からだから7時にあけるんだと。あれもうちょっと、中までは入れないとしても、1枚扉、2枚扉あるんだから、1枚目の扉ぐらいはあけて、ちょっとこっちで雨をしのいでくださいぐらいのサービスはできないのかなと。島の空港ですからね、ちょっとお願いして、ルールとは違うかもしれないけれども、特例措置として手を打ってあげるというのはできるんじゃないかなと思うんです。

やっぱりせっかく来てくれたお客さんですから、もう来年は来たくないということじゃなくて、一応見届けるまで、空港を出て飛行機に乗せるまで面倒を見るぐらいの温かさというか、これはだから恵子議員とかいろいろ皆さん言っているように、フリージアと一緒に、本当に心を込めてもてなすと。それが我々八丈の情け島でしょうよ。それを見せて、来年も来ようと。天気は悪い、花はなかったけれども、来年も来ようということにつながっていくん

じゃないかと思うんですね。

そのためにはやっぱり、博文議員は実行委員会とかいろいろ言っていましたけれども、やっぱりこれは町だけに責任をおっつけるんじゃないくて、島全体で募ればボランティアも集まると思うんですね。そういうちょっと本気度といいますか、なりふり構わずやっていいんじゃないかと思います。このぐらいでやめておきます。

○議長（土屋 博君） 大事なことですから、副町長に答弁させます。

副町長。

○副町長（持丸孝松君） 本当、いろいろ昔も空港の関係がいっぱいありました。災害のときも、それはやはり空港のシステムがあるからあけてくれないというようなことがあって、町はやはり災害、台風のときに避難所がなくなったということで、あけていただきたいといったら、そのときはなくなった経過もございますが、この間は災害のときは協力しようとか、台風のときは早くやろうと、いろんなことは今HATのほうと相談してございますので、町の大きなイベントとか、今回もどうなるかわからないんですが、きょうの飛行機ですね、1日半も欠航で、どういうふうな状態になっているか、ちょっと把握しないところもありますが、そういうイベントとか、実際のときにはまた相談するように進めていきますので、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 観光費のところなんですけど、今回日本丸が来て、恐らく初めて洞輪沢を利用したのではないかなと思います。この洞輪沢の利用に当たって、私は前からあそこを使ったらいいなとは思っていたんですけども、それを使ったことによって、今回天候でそうだったんですけども、いいこともあると思うのね、例えば風景がいいとか。でもそこを使うに当たって、今後そういうことが可能性が増えてくるかもしれないのに当たって、どんな整備があったらいいかなという、何かご意見とかあったら、ぜひ伺いたいんですけど。

○議長（土屋 博君） 答弁求めますか。

○8番（岩崎由美君） はい。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 洞輪沢につきましては、昨年度も実は考えていたところがございます。今回初めて入港できました。やはり船に乗っていらっしゃる方でございますので、着けないということが一番残念なことだと思います。非常に洞輪沢につきましては景色が崖になっておりまして、おりたときにすばらしいというご意見も伺っております。

トイレなども1カ所しかないんですけれども、どうなのかなと思って後で聞いてみましたが、利用はなかったということでございますので、さまざまな今後要望が出てくると思いますので、その都度耳を傾けていきたいというふうに、今のところは思っております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 79ページに、アロエ園明日葉管理委託料30万が出ていますが、先ほど来、恵子さんがアシタバについて非常に実際に行って、不備なところを指摘していたんですけれども、実はアシタバ園を最初種をまいて造成したのは、土屋 久産観課長の時代に、実は私が提案してあれが始まっているんですよ。

あのときにまいた種が、それが自生して種がこぼれ、そして生えているということで、一向に腐りもしないでああいうふうにならなくてずっと継続して毎年生えているわけなんですけど、ここに30万6,000円の委託料が入っているんですけども、この事業の中身がどうなっているのかなと思ってちょっと見て、この資料で一生懸命探しているんですけども出てこないんだよね。これ6-10のフリージアまつり事業と一緒にやって入っちゃっているんですか。違う……どこに資料の中で出ていますか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 産業観光課の資料には具体的に載っていないかもしれませんが、町の直営事業ということで、フリージアまつりの前に草刈り等をお願いする委託料でございます。

○7番（菊池睦男君） じゃ補助金で入っているわけ。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） これは補助金ではございません。町の単独事業でございます。

○7番（菊池睦男君） だけどこれ載っていないというのはおかしいじゃない。30万が……

○議長（土屋 博君） 30万6,000円の内訳は説明するんじゃない。こういうことをやりますって。

○7番（菊池睦男君） だから資料のほうに載っているべきでしょう。載っていないからさ、聞いているんですけども。

○議長（土屋 博君） 直でやるからこれに載っているわけだよね。この30万6,000円を説明してあげて。

主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 先ほど申しあげましたけれども、草刈り等の委託料でござ

いまして、シルバー人材センターにお願いする事業でございます。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） それはいいんだけど、予算がどの項目に入っているのか。それを教えてください、予算書で。予算議会なんだから。

○議長（土屋 博君） 産業観光課主幹。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） 資料のほうには、主なものを載せてございますので、全て載っかっているということではございませんので、よろしくお願いたします。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） それはおかしいでしょう。

そうであるにせよ、たとえ1円の支出であっても、何ページのどの款項目に入っていますという、そういう説明をしてくださいよ。把握していないの。

○議長（土屋 博君） これ委託料だから。

○7番（菊池睦男君） 委託料なら委託料で何ページの委託料に入っていますと、それを示さなきゃだめじゃないの。

○議長（土屋 博君） 資料には書いていないだろう。

○7番（菊池睦男君） 30万だよ。こっちの予算書にはちゃんと出ていながら。

○議長（土屋 博君） ここだけの説明しているんだから、ここまでしか聞かないんだよ。

○7番（菊池睦男君） 6－8のアロエ管理業務に入っているのかな。

○議長（土屋 博君） 産業課。

○産業観光課主幹（笹本博仁君） すみません。私、資料の中に入っております。訂正させていただきます。

6－8の中ほどに括弧書きで観光施設管理業務ほかとなっておりますけれども、そこに入っております。129万1,000円の中に入っております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） そうでしょう。出ているんですよ。30万もありながら、それが委託料にぶっ込まれているからありませんという、そういう答弁がどこにありますか。

それで、じゃあそれはシルバー人材に委託した、その草取りの費用ですか。しかし、これは土屋さんが課長のときに私やったんだけど、そのときは部落が受けたということで需用費で、本当は10万もかかったかかからないかぐらいでやったんですよ。種から含めて全然未開のところよね。

ところが今はもうずっと継続されて畑になっている状態で、その30万6,000円という金額は、例えば1万円だとすると30人手間になるし、とてもじゃないけれどもちょっと考えられない数字なんですよね。それで、我々アシタバを栽培している人に言わせれば、ちょっとあれもひどい状態のわけなんだけれども、もっともっと知恵を尽くせば、ただで摘み取りできるような、祭り以外も利用すると、そんな形でできるはずだがなど、かねがね思ってもいたんだけれども、前の方が言うもんだから、私もつい言わざるを得ないんだけれども。

ちょっとね、何でもかんでもシルバーをお願いして、そしてやればいいというようなものではなくて、やっぱり少ない予算で最大の効果を図っていくと、それが同じことの繰り返しではなくて、将来的に発展するような方法を、どの事業についても考えていかないと、もうマンネリの形が定着しちゃって、だんだんだんだんレベルは落ちてくるし、そして金額だけは、こうまた法外な値段なんだよね。

例えばあれを除草のためのあれだったら、5人もあれば十分にできる仕事量で、1万2,000円の常用で払ったって、10万はかからない金額なんだけれども、ただただそれはシルバーを育てなきゃいけないという部分もあるかもしれないけれども、そういうようなことでは事業そのものが劣化して低下していくんですよ。だから、もうちょっと真剣に考えてほしいなというように思っているんですけれどもね。

それと、これは要望でいいんだけれども、きのうも持ち出した特別委員会のご報告書なんですけれども、きのう企財課長がおっしゃっていただいたんだけれども、スポーツ合宿のパンフ、それからフェイスブック、鯨の調査、Wi-Fi、インバウンド、多言語のパンフを予算化したと。確かにそれは予算化されているというふうには思うんですが、それはありがとうございましたというふうにお礼は言っておきます。

でも、これは本質的な施策化ではないんですよ、今回ついた予算はね。協議会をつくるのか、それは本当に評価したいところではあるんだけれども、それでここで言っている政策提言は、産観課に集中した事業になるんですよ。

ところで企画財政課長は、今年度の予算方針で、このことを取り組むようにというような明示をしたというふうには言っているんだけれども、これは課長並びに主幹、この報告書を読んで、どういうふうここに言われていることを具体化しようとしているのか、課長わかりますか。大体これは読んでみましたか。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 申しわけありません。その報告書の……。

○議長（土屋 博君） 読んでなければ読んでなくていいんだよ。答弁して。

○産業観光課長（沖山 昇君） 申しわけありません。ちょっと軽く目を通したぐらいで、申しわけありません。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） それは今度なったばかりだから、去年の経過もわからないから、それはいいんですけれども、やっぱり担当課長が本当にその気になって施策化を図るといふ、そういう気構えがないと、ここに書いている事業が進まないんですよ。

そこで、都知事も言っているわけでしょう。島嶼の宝探しをしたいということで。この前も集まりを持ったんだけど、それも3人しか集まらなくて、非常に低調だったというんだけどね、それは上のほうからトップダウン方式でやろうと思ったって、そんなうまくはいかないだろうというふうに思うんですよ。地元から住民と一緒に、自治体はその気になってやらないと、事業なんていうのは成功するもんじゃないんですよ。

60ページに書いてあるんだけど、未発掘の観光資源、このことを提起しているんですよ。これは自然景観としてどういうものがあるかということで、私ども提起、提案しているんだけど、そのうちの一つにサンセットアンドムーンロードイン甚太アンド永郷と、これは残念ながらこれ1つしか出ていないんだ。これ、委員の中でもそれぞれそういう自然の景観は資源としてはあるというふうに言っておきながら、なかなか委員さんから具体的に出てこなかったということもあって、これ1つしか出ていないけれども、例えばこういうものもあると。

それからこの自然景観のほかに、人文学的観光資源と、これの商品の具現化ということも提起しているんですよ。こういう考え方なんていうのは、いまだかつて八丈島の観光の狙いになったことはない、これは考え方なんです。人文学的観光資源とは何か。これは学術的な価値があって、絶滅の危機にある八丈島の生活実態の中に、例えば島言葉であるとか、炭焼きであるとか、黄八丈であるとか、あるいは照葉樹林、焼き畑文化等々もあるんですね。また流人文化とか戦争遺跡もあると。これらのことをさっき言った自然の観光資源ではなくて、人文学的観光資源というふうに言うんですよ。

ですから、これの商品具現化のブラッシュアップをぜひ図るべきではなかろうかなというふうに思っているんですよ。これはここで質問はしませんけれども、そういうような立場からぜひ検討してくださいよ。課長できますか。

それからあと一つ、あなたの所管で言えば、食材自給の話です。この食材自給としては、

うんまけ食材つくろごん運動、これを提起提案しているんですよ。八丈の食材の自給度、これ極めて低いですよ。ホテルで食べるにしても、島の郷土料理にしても。だからどうしたら食材の自給が進むんだろうかということなんだけれども、これはやっぱり島には遊休農地もあるし、あるいは生産者も例えば退職した、まだ70代前半ぐらいの方々、こういう方々とか女性の方とか、やっぱりつくろうと思えばそういう人的資源もあるんですよ。土地という畑もあるんですよ。こういう人たちを、資源を利用して、やっぱりやっていこうじゃないの、課長、あるいは係長かな。

農業委員会に出てきて、この前も話をしたんだけど、その遊休農地、これは六百何十町歩のうち、300町歩、400町歩あるわけでしょう。その遊休農地をどうやって耕地化していくかということで、実は農業委員会はそれらの中心的な課題なわけだよ。これがどれだけ利用されているかということ、大体参加した人員が2人から4人という、そんな微々たる数字なんだよね。

だから圧倒的に、島の食料を自給するというような立場から言えば、国の人に対するPRだけではなくて、島にいる人的資源あるいは土地資源、こういったものを利用して、そういう食料農産物の生産をアップするというようなことを、僕は考えていかないと、結局は遊休農地の解消にもつながらないし、ひいてはこの食材の自給も進まない。そういうことだろうというふうに思っているんですよ。だからそのところをここで分析して、こうやったらいいんじゃないかということを書いている。

だからこれは、農業委員会とかあるいは農協あたりのやっぱり指導機関が考えていかなくちゃいけないことなんです。なぜこれが進まないのか。それは八丈の園芸が花卉園芸中心だからなんです。だから余り食料農産物についての生産の努力がなされていないということなんです。だからそこら辺を考えて、どうぞ方針を持って農業委員会にも諮問してくださいよ。そういうような形でやらない限り、これは私どもが今度農業委員会で推進委員にもなったんだけど、なかなか遊休農地なんていうのは改善にはつながらないだろうし、そういうことを考えるんですよ。

これは大きな観点からの提案なんだけれどもね。どうですか、主幹でもいいし、課長でもいいし、それから係長でもいいし、そういった方向で考えてほしい。

○議長（土屋 博君） 産業観光課長。

○産業観光課長（沖山 昇君） 7番、睦男議員のおっしゃるとおり、自給の比率というのは大変少ない状況であります。やはり今つくられている方が、例えば給食でも一部使っていた

だいているところもあると思いますけれども、時期の問題でずれてしまうというところで、やはりどうしても手を出しにくい、供給がやはりきちんと安定したものができないというところもありまして、どうしても農業、花卉園芸の部分、いいときに出せるというところがやっぱり目立ってくるのかなというところもありますけれども。

今現在、いろんな野菜をつくられて、多く出荷されている方いらっしゃいます。いらっしゃると思います。ただそれについても、やはり販売店との約束がきちんとなされないと、販売店のほうでの結局は仕入れの部分に影響が出るというところもありまして、この前もちょっとお話を生産者ともいたしましたけれども、いついつならこれだけ出せるという約束でのもの、島内での消費供給というのができれば一番いいんじゃないかというお話はしたんですけれども、確かに花卉園芸の部分が多いところではありますが、やはりそれ以上にいろんな野菜、ジャガイモもそうです、サツマイモもそうです。八丈ではたくさんおいしいものがとれますので、そこら辺うまく生産のほうと販売のほう、うまくタッグが組めたらもっと地産地消といいますか、島内での消費が上がってくるのかというふうに思いますので、そこら辺は農業委員会のご意見等も伺いながら、いろんな面で相談をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 2時間になりますので、ここで休憩したいと思います。11時10分までよろしくお願いいたします。

（午前11時01分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前11時10分）

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） 結局、都知事の宝探しね、知事も知らないからね。ああいうかわいらしいのんきなことを言っているということも言えるんだけど、そういうことは先刻我々は知っている話でね、知ってはいるけれども、しかし打開してやらなきゃだめなんです。やらない限りじり貧になっていくのは目に見えているわけだから、そこで皆さんやりましょうよ。今回協議会も、僕はああいうふうに町長がどうしてあれをやるようになったか、その気持ちを聞きたかったんだけど、とにかくその協議会を設けて、その中でこの食材の自給ということも決定的に重要なことなんです。そういったことも検討しなくてはいけない

し、そういった方向でやっていきたいと。

そのことを質問したっけ、これは要望でいいですよ。

○議長（土屋 博君） 要望で。

ほかに。

商工費までの質疑を終結いたします。

続いて、81ページ、土木費から、90ページ、消防費までの質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 蛍はどこだったろう。蛍の餌三十何万毎年買っているんだけど、あれは増えないものですか。あれは増えないのか、毎年買っているんだけど、蛍の餌。

○議長（土屋 博君） 建設課主幹。

○建設課主幹（瀬筒国治君） 誰も食べなければ増えていくと思います。一応蛍が食べているので、毎年補給ということです。予算を計上させていただいております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 食べなければというか、要はそれだけいるのかな、蛍の幼虫云々かんぬんという。普通生きていればどれだけ卵というか、あれ産むか知らないけれども、毎年計上して、毎年のことだから別にいいんだけど、普通増えると思うんだよね、自然に。増えないのかな。

○議長（土屋 博君） 建設課主幹。

○建設課主幹（瀬筒国治君） 6月ぐらいにホタル水路で蛍の観測ということで、私も見には行ったんですけども、実際に蛍はおりまして、それは実質どのぐらい増えているか減っているかという調査は行っておりませんが、間違いなく蛍が生息してカワニナを食しているということで認識しております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） これホタル水路だけだと思うんだけど、蛍のほかの場所、中之郷とかそういうところにも放していますか。放していない。

○議長（土屋 博君） 主幹。

○建設課主幹（瀬筒国治君） 町で購入したカワニナについては、三根のホタル水路と安川のホタル水路の両方に放流しております。

○議長（土屋 博君） ほかに。

消防費までの質疑を終結いたします。

続いて、90ページ、教育費から、107ページ、予備費までの質疑をお受けいたします。

8番。

○8番（岩崎由美君） 資料館の件ですが、検討委員会を立ち上げるということで、もう一遍人数の確認をお願いしたいんですけれども。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 議員2名、あとは文化財専門委員が3名、それと一般公募で3名を予定してございます。すみません、文化財2名でした。

○議長（土屋 博君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 議会でもこれだけこれについて議論がなされてきているので、ちょっと議員2名というよりも、もう一人ぐらい増やしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の検討の余地はあるのかということと、それから一般人3名ということですが、これの公募の方法について、要するにただ募集するのか、それとも文化財に関するそれなりの意見を出してもらって選ぶのかということ、2点お伺いします。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） まず、議員の皆さんの委員なんですけれども、当初2名、議会運営委員会のほうで予定しているということでご説明さしあげたんですけれども、もしそのあたりもっと増やしていただきたいとか、逆に減らしていただきたいとか、そういうのがあれば、この定例会の最終日終了後に皆さんにその人選をしていただきたいと思っていますので、もし増やすとかいう意向がございましたら、前向きに検討させていただきたいと思います。その決める場所で皆さん議員さんの総意ということでしたら、そこは考えていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

あと、一般の公募の委員の人選についてなんですけれども、4月の広報折り込みに入りたいと思っています。一応申し込み期限を4月20日の木曜日までということで考えています。人選のくくりは制限があるかというような、文化財に精通している方とか、そういったところは考えてございません。積極的にやる気がある方で、18歳以上でやる気がある方ということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（土屋 博君） ほかに。

7番。

○7番（菊池睦男君） その検討委員の議員のほうからの数なんですけれども、私も思うんだけれども、普通2名という常任委員長の2人が、これが当て職のようになって入ってしま

うんだけれども、私この制度も見直して考え直したらいいんじゃないかなというふうに思っているんですよ。今回の場合は非常に重要な案件だから、それは両常任委員が入るのは必要かなというふうに思っているんだけれども、それからそういうものに対して、やっぱり関心のある自分も入って一緒にやりたいというような希望がある議員は、やっぱり入れて、枠を増やしたらいいんじゃないかという、その意見には賛成です。

それと、結局いろいろ一般質問があったんだけど、貸借の延長、それから土地の買収、財源の支援の可能性、大体こういうのは可能性があるのかなというふうに考えるんですね。ただ問題は27年に調査した建物の調査の結果、危険建物であるというふうな評価がされているということなんだけれども、その部分をどうクリアするのかというのが、僕は一番困難なテーマじゃないのかなというふうに思っているんですが、お尋ねしますが、これはその評価鑑定というのは、町は持っていますか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 東京都よりその評価の鑑定の結果はいただいております。実際に業者に委託して、そこで実施しておりますので、その詳細はいただいております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） じゃあそれはすぐ見られるという状況にあるので、折があったら見せてもらいたいんですけども。

それと、その評価を見直すというのが、これ最大の作業だろうというふうに思っているんですよ。都知事も古いものには風情があるというようなことを言うておりますし、それから今全国的に古い木造建築を壊さないで、それを再利用するという動きというのは全国的にはあることなんです。ですからこれは行政当局は、百も承知の上で、そういう見直しということに関しては、僕は恐らくいろいろ助けてくれるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

この前東京に行って調査もしたんだけど、一般的に設計の一般的な設計士と、構造設計士というのがあるらしいですよ。その構造設計士に委託するとか、あるいはだからそういうような調査が出たものを、これをさらに再利用できますよというふうな鑑定をしてもらわなきゃいけないわけだから、そういうものが得手なとか得意な、そういう構造設計士に鑑定を依頼するということも必要になってくるんじゃないかなと思って、その部分が一番の問題ではないかなというふうに思っているんですけども、そう思いませんか。教育長。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） ただいまのご質問なんですけれども、この耐震診断は、歴史民俗資料館に限らず、私どもの公共で持っている施設、同じような形で行っています。なので、ここの結果が大きく変わることは、まずないと考えています。

なので、まずこの耐震は必ず、やはり必要だということはあるところはあると、今後も話を進めていくべきだと思っております。

○議長（土屋 博君） 7番。

○7番（菊池睦男君） そのこのところが私の考えと若干違うんだけど、その耐震の鑑定を見直す、再鑑定ですよ。そういうことはできるんじゃないのかと、可能性として、方法としてはあるんじゃないかということ、私この前都議会に行って聞いてきたんですよ。それから、支庁長の言うには、やっぱり27年の、東日本の震災でがたがたしているときの一つの仕事だったみたいなニュアンスも言っておりますし、ここが全く鑑定が出ているからだめなんだと、僕はそういうような考えには立たないんですよ。そのこのところ、何とかこじあけて、再評価をさせるべきじゃないかというふうには、個人的には思っています。

以上です。

○議長（土屋 博君） 答弁求めますか。

○7番（菊池睦男君） いや、いいです。

○議長（土屋 博君） いいですね。

ほかに。

5番。

○5番（山本忠志君） 教育関係で5点ほど、お尋ねします。

○議長（土屋 博君） 5件だったね。

○5番（山本忠志君） まず1つつつですね。

一つは、中学校の部活動のことなんですけれども、今現在中学校の部活動は、いろんな種目があるんですけど、1校単独でチームがつくれているのは、富士中学校のサッカー一部だけなんです。あとの部活は全て合同チームでやっています。これ、何でこんなことを言うかといいますと、練習なんです。やっぱり合同チームなので、みんな集まって練習しないとやっぱりうまくない。かつては土日だけ合同練習だったようなんですけど、最近はウィークデーにも週4回、水曜日除いてどこかの中心校に集まって、そこで合同の部活をする。

問題になるのは送迎なんです。子供の送迎。土日であれば路線バス使うということもある。

るでしょうし、あるいは保護者の送迎ということも割合できるんですけれども、3時ごろに学校終わって、どこかの学校に集結して合同部活となったときに、もう送る手だてがないわけですよ。現状を聞いてみましたら、帰りは親が迎えに行けるらしいですけれども、行き交通手段に大変困っている。

教育課のほうに尋ねてみましたら、年間1部活当たり5往復分のタクシー代の手当てをしているということでございました。それを5往復なので片道だけで10回分と。年間何日ぐらいウイークデーの合同部活が行われているか、ちょっと調査はまだできていないんですけれども、到底10回では足りないということがあって、これは今何日分の予算化ということを具体的には言えないんですけれども、もうちょっと実態に即した部活のための手助けができないかなというふうに思いますので、町の教育課のほうのお考え、何かございましたらお伺いします。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） タクシー代につきまして、一応学校のほうに5回分つけて、それでお任せしているような形で、今のところそういった強い要望が出てきていなかったのも、私どもはそれでできているのかなというところが1点ございます。また、そこら辺は学校側とご意見も聞いて、優先順位を鑑みながら考えていきたいと思ひます。

○議長（土屋 博君） 回数。

○教育課長（高橋太志君） 回数は実際何回部活があるかというのは、私どももまだ調べておりませんので、調査していませんので、その辺は学校と相談しながら。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） 5番です。

すみません。年間何回、どの部活が何回というのは僕も調査し切れませんで、何日分要求というのはできないんですけれども、例えば公式戦が近づいてきたら集中的にやることもありますので、それは学校に現状を聞きながら対応していただければと。

次の質問いいですか。

○議長（土屋 博君） はいどうぞ。

○5番（山本忠志君） 手短かにいきます。97ページの英語検定試験の検定料のことですけれども、先日受検状況、合格状況等も発表していただいたんですけれども、本当に大変な要求を町のほうでも手だてをしてくださいます、ありがたく思っているんです。学校の先生にも聞いてみました。どうなのって、子供の英語の力はこれで少しは伸びるかねという話をして

みたんですけれども、学校としては大変喜んでいました。

もうちょっと合格率が上がるともっとよかったですけれどもということでしたんですが、本当に現場のリアルな要求としては何があるかということ、英語はだめだけれども漢字なら自信があるという子もいるというんですね。だから英語一本に絞らないで、もうちょっと教科の幅を広げて、とりあえずは英語で頑張ろうという教育長の方針もあるかと思うんですけれども、将来的には他の教科にも幅を広げていただきたいなと思うんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（土屋 博君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） 英検で受験率、あと子供たちに合った受検で合格する自信がついているという報告も受けています。

私、学校の検定の補助という形で、全国いろいろ区市町村の教育委員会でも結構補助をしているところも出てきておりますので、特に英検と漢検の両輪は、やはりしっかりやっていきたいなと思うので、英検がまず今年度から始まった。その様子を見ながら29年度には計上できませんでしたが、30年度に向けて英検、どの学年からと、やはり小学生からやったほうが読解力とか文章を書く力の創造とか、いろんな利点が言われているので、漢検のほうまで頑張って広げていきたいなと、そのような思いでいます。

以上です。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） ありがとうございます。大変前向きな回答で心強く思います。

次の質問に移ります。

これは、98ページ、準要保護の家庭に対する支援のことなんですけれども、昨年も私ちょっと調べたデータを提示しながらお願いしたんですけれども、新入学用品というところで、来年度に向けて22万9,000円と。これは何人分なのかわからないですが、多分10人ぐらいの分じゃないかと思うんですね。1人当たり二、三万ぐらいの新入生に対する補助だと思うんですけれども、実際に子供たちが中学校に入るとき幾らお金がかかるのか。細かくは言いませんけれども、おおよそ10万ぐらいかかりますよ。これは必要なお金です。

小学校のほうは余り詳しく調べていないんですけれども、やっぱり小学生だってこの新入学用品ではとても賄えないぐらいのお金がかかるんですね。ランドセル1個幾らするか。アマゾンで調べてみましたよ。いろいろありましたけれどね。平均して4万円ぐらいですね。ランドセル1個買ったら、もうこれバアになっちゃいますよね。全部これで終わっちゃう。

これはやっぱり子供の貧困というか、子供たちはやっぱり希望を持って、きらきらした気持ちで校門をくぐったときに、その時点からもう既に経済的な格差を感じてしまうようでは、ちょっとやっぱり気の毒かなと。この辺は行政の支援があってもいいんじゃないかなと。

国のほうではどうなっているか調べてみましたら、文科省のほうではほぼ倍額に、来年度から引き上げるような動きを、ニュースを見ました。ですので、これは多分要保護家庭、もうちょっと詳しく細かく言うと、生活保護家庭に対する補助だと思うんですけどもね。ほぼ倍額によって国では措置していますよ。これに準じる形で市町村でも、準要保護ですから、検討していただきたいなと思うんですけども。

しかももう一つ、これはいつもこれ支給されるのは6月ごろなんですね。遅いですよ。子供たちの入学用品をそろえるのは2月ですよ。制服にしろランドセルにしろ何でもね。そのときにはなくて、どこかから何とかしてお金を工面して整えてあげて、実際にそれがカバーされるのは6月ごろ。これではやっぱりちょっと大変な家庭も、大変だからこそ準要保護に手を挙げて申し込んでいるわけですから、その支給時期についても検討していただけないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） 支給月とあれ。

教育課長。

○教育課長（高橋太志君） まず準要保護の新入学の方なんですけれども、2万2,900円、1人当たり。さらに1年生で6万1,640円、準要保護の方は補助が、扶助費がつきます。

それで、この時期につきましては、ちょっとこの制度の詳細を調べないとなんですけれども、そこをちょっと見て、もうちょっとお時間をいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（土屋 博君） 係長級、かわりにできないの。調べないとわからないと言ったら、わからないの。

ちょっと待つて大事なことから、ちょっと待つてくださいよ。こういう大事なことは答弁したほうがいいよ、ちゃんと。

教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 申請は、年度ごとの申請になりますので、やはり新入生として入学してから初めて申請ができるという制度になっていますので、4月に申請して、申請が通った時期というのが最短になります。それ以外は申請ができませんので、そういった制度になっていますので、やはりその時期は申請をした後ということになってしまいます。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） 多分ね、わかりますよ。私も学校に勤めていたから、年度ごとにそういう予算はわかるんですけども、そこを何とかちょっと変化球を交えながらできないかなというのが、僕の願いなんですけれどもね。それはここでやめていいです。

○議長（土屋 博君） 要望だね。

○5番（山本忠志君） すみませんね、あと2つあります。

○議長（土屋 博君） ページ数を教えてください。

○5番（山本忠志君） 100ページですね。給食費のことです。

ここに準要保護生徒給食費ということで、そこに免除してあげているわけですね。中学生だと200万円、これは中学生の給食費はたしか6,300円だったと思うので、割り算すれば32名ということになるんでしょうか。小学生は5万1,000円だと思うので、38名でしょう、多分。計算間違ったら申しわけない。

これだけ小・中合わせておよそ70名の子たちが給食費の補助を受けているということなんですけれども、大変これはすばらしい取り組みだと思います。小・中学生合わせて500人から600人ぐらいいるのかな、その中の数ですから大変な数だと思うんですが、もうちょっと輪を広げて、例えば小・中・高まで入れてもいいですかね、小・中・高合わせて子供が3人、例えばいたというふうな場合には、第3子の子供は給食費ただにしてあげてやるとかね。子育て支援です、言えばね。

子供が1人だけだったら何とか頑張ってできる場合もあると思うんですが、何人も何人もいるご家庭については、やっぱりその2番目の子とか3番目の子とか、ちょっと手当てをしてあげて、1家庭で複数の子供が生まれるように、持てるように支援してもらえないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） この給食費については、今審議会がありますんで、そちらのほうで一応いろいろお諮りして、次年度の給食費とかを決めているという経過がございますので、この前審議会をやったんですけども、その中ではやはりぎりぎりのラインでやっているというところで、またこのあたりの準要保護の関係を人数増やすだ何だとなってくると、そちらの給食料のほうももうちょっと考えていかなければいけないという面もございますので、ちょっと慎重にその辺は検討していきたいと思います。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） すみません、これで終わりますんで。

102ページの図書費のことです。

先日、教育長に町の図書館のことでお尋ねをいたしました。教育長は現在の図書館の蔵書数、今およそ3万冊ぐらいなのかな、目標5万冊ぐらいにしたいんだということで、そうなるといいなと僕も、倍とまでは言わなくても、このぐらいの規模であれば5万冊ぐらいの図書館が妥当だと思うんですが、ちょっと今現在ある冊数から5万冊と考えると、ざっとこの1年間200万円の図書費のペースでいくと、12年から14年かかるんですね。それは本の値段にもよりますからね。

その間には撤去していく図書もあるでしょうから、もうちょっとかかるかもしれない。もうちょっとスピード感を持って図書館の充実ということ、ほかのこともあるかもしれないんですけども、蔵書の充実ということをお願いしたいと思うんですけども、いかがですかね。

○議長（土屋 博君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） ありがとうございます。

私は教育長に就任したとき、大体2万5,000冊前後ですよ。5年間で大体5,000冊、大体3万を超えるようになりました。少しずつ、それは廃棄とかそういうバランスをとりながら、大体増やしてこられたかなと思いますけれども、やはりこれは我々はもっと強力で財政のほうへ予算要望していかないといけないと、毎日そのように思っております。

どうしても中には時代の流れで、もう紙じゃないでしょうという考え方も出てきているんですけども、どうしてもアンケート等を見ると、新しい本が入っていないねとか、そういうリピーターの方の意見等もあるので、粘り強く、とにかく少しずつでも増やしていく、予算計上していきたいと思っております。ぜひ、議員の皆さんの後ろ盾よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（土屋 博君） ほかに。

2番。

○2番（浅沼憲春君） 先ほどの検定のこと、ちょっとお願いなんですけれども、要望なんですけれども、島で取れるのは英検、漢検で数検もありますか。準2級までは島で取れるということなんです、2級以上は島では取れないということなんです。そのシステムを何とか島でも取れるような形をお願いしたいということ、ちょっと要望します。

というのは、大学によっては2級以上の資格を持っていれば、入試のときに免除という利点もありますので、ひとつお願いいたします。要望です。

○議長（土屋 博君） ほかに。

1番。

○1番（沖山恵子君） 92ページ、小学校費のところ、特に書いてあるわけではないんですが、三原小学校、新年度から校長、教頭、2人ともかわるという話を聞いております。小・中一貫型教育ですとか、合同運動会ですとか、なかなかいろいろ問題がある中で、先生がお2人ともかわられると大変かなと思うんですけども、教育委員会としては、あとまた教育課としては、その辺バックアップをすることを考えられるのか、大丈夫なのかなというところをお伺いしたいんですが。

○議長（土屋 博君） 教育長。

○教育長（佐藤 誠君） なかなか人事案件というのは、やはり人事権がございませんので、これは、決定は東京都教育委員会の人事部のほうが決定するということですので、本人たちの、やはり要望等に応じながらの人事ということでございます。ただ2人、校長、副校長がかわるということは、まだ4月1日付ですから、これは一応内示を出しているという条件のもとでお話ししておりますので、本来はなかなか話せない内容かなと思いつながら、学校のほうは、でも離任式等やっておるんで、一応そういう前提でお話ししますので、よろしく願いします。

2人かわりますけれども、一貫の中学・小学のバランス、また次の人を誰を入れるかというのは、誰というのはまだ申せませんが、坂上に経験のあつて、八丈に詳しい方を次の配置で、一応今のところ考えております。そういう中で、連携等も後退しないように、一応そういうことで教育委員会としても、そういう考えでおります。また、支援のほうもしっかりやっていきたいと思つます。

以上です。

○議長（土屋 博君） まだまだ決定していないから、人事が。

ほかに。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第3、議案第10号 平成29年度八丈町一般会計予算は、原案どおり可決いたしました。

切りがいいので、1時まで休憩いたします。

(午前 11時45分)

○議長(土屋 博君) 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時00分)

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第4、議案第11号 平成29年度八丈町介護保険特別会計予算を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長(高野秀男君) それでは、書類番号11をお願いします。

1ページをお願いします。

議案第11号 平成29年度八丈町介護保険特別会計予算。

平成29年度八丈町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億4,802万2,000円と定める。

(「文言省略」の声あり)

○福祉健康課長(高野秀男君) はい。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いします。

まず、1の保険料につきましては、前年度より125万7,000円増の1億9,394万5,000円でございます。徴収率98%の維持を見込んでの予算組みをしております。

次に、2の分担金及び負担金ですが、こちらは青ヶ島の方の介護認定を八丈町のほうで行っておりますので、その委託金になります。

3の使用料及び手数料ですが、これは科目設定でございます。

9 ページに移りまして、4、国庫支出金です。本年度予算は、前年度より688万1,000円減の2億5,234万4,000円でございます。

国庫負担金につきましては、保険給付費に対する国の負担割合から計上しております。

国庫補助金の調整交付金につきましては、75歳以上の高齢者の割合や、第1号被保険者の方の所得段階の格差による不均衡を是正するために交付されるものです。平成28年度歳入予算から1,114万8,000円減の6,919万6,000円を計上しております。

その下の地域支援事業交付金は、介護予防事業や地域包括センターの委託費に係る補助金となります。

続きまして、5の支払基金交付金です。本年度予算は、前年度より76万8,000円減の2億7,063万8,000円でございます。なお、支払基金交付金の負担割合は、保険給付費の28%となっております。

次、10ページをお願いします。

6の都支出金です。本年度予算は、前年度より181万9,000円増の1億4,817万8,000円でございます。

都負担金につきましては、保険給付費に対する都の負担割合から計上しております。

都補助金の地域支援事業交付金は、国庫補助金同様、介護予防事業や地域包括支援センターの委託費に係る補助金となります。

その下の7の財産収入ですが、こちらは科目設定でございます。

11ページに移りまして、8の繰入金です。本年度予算は、前年度より1,442万6,000円増の1億8,272万2,000円でございます。

一般会計繰入金の介護給付費繰入金につきましては、国や都と同様に負担割合が決まっております。負担割合は保険給付費の12.5%で、前年度より218万8,000円減の1億1,881万2,000円でございます。

その他一般会計繰入金につきましては、職員の給与や介護保険システム委託費、介護認定調査に関する費用として繰り入れております。

その下の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、介護保険料、所得段階が第1段階の方の保険料を軽減しておりますけれども、その軽減した分を繰り入れるものです。この繰入金には、国と都からの補助金分も含まれております。

なお、平成29年度は、介護保険料の所得段階が2と3の方も保険料率を軽減する予定でしたが、国が消費税10%を平成31年10月に先送りした関係から、実施しない方向となりました。

ので、第1段階のみ現状どおりの軽減率で保険料を算定しますので、ご理解をお願いいたします。

続きまして、9の繰越金ですが、こちらは科目設定でございます。

12ページに移りまして、10の諸収入です。一番下の雑入につきましては、新しく始まります介護予防・日常生活支援総合事業の利用者負担金になります。

以上、歳入合計、本年度10億4,802万2,000円、前年度10億3,801万7,000円、前年度比較1,000万5,000円の増でございます。

次、13ページに移りまして、歳出になります。

1、総務費の総務管理費につきましては、前年度より1,461万1,000円増の3,450万4,000円でございます。職員人件費を1名から3名に変更したこと、介護保険システム改修費が主な増の要因となります。

14ページに移りまして、介護認定審査会費、15ページの趣旨普及費、運営協議会費は、前年度並みで予算を組んでおります。

続きまして、2の保険給付費です。前年度より1,750万9,000円減の9億5,048万9,000円でございます。対前年比約1.8%の減となります。

まず、介護サービス等諸費の居宅介護サービス給付費につきましては、前年度より3,100万円減の2億4,500万になっていますけれども、こちらは、定員が19名未満の事業所が地域密着型介護サービスに移行したための減で、16ページになりますけれども、一番上の地域密着型介護サービス給付費がその相当分増額になっております。

17ページに移りまして、介護予防サービス等諸費につきましては、前年度より1,464万6,000円減の3,269万4,000円でございます。減の主な要因は、訪問介護や、通所介護の予防給付の一部が地域支援事業に移行するための減になっています。

19ページをお願いします。

その他諸費の審査支払手数料につきましては、国保連合会に介護給付費請求書の審査支払業務を委託しているものです。

その下、高額介護サービス等費につきましては、前年度より470万7,000円増の2,760万7,000円でございます。こちらは、介護サービスに対する自己負担が世帯での所得区分ごとに限度額が設定されており、その超えた分を戻すものですが、平成28年度実績見込みから増額しております。この対象者は約170名でございます。

また、その下の高額医療合算介護サービス等費につきましては、平成28年度実績見込みか

ら47万3,000円増の282万3,000円を計上しております。

20ページをお願いします。

特定入所者介護サービス等費は、前年度より195万7,000円増の5,517万5,000円でございます。主に、施設介護サービス利用者の非課税者等に対し、食費、居室代の補助を行うものですけれども、八丈町の場合、利用者の約9割以上がサービス対象者となっております。

21ページに移りまして、3、財政安定化基金拠出金、4の基金積立金につきましては、科目設定でございます。

22ページをお願いします。

5の公債費につきましては、平成26年度において東京都より3,100万円を財政安定化基金として借入れをしましたが、その償還金であり、平成27年度より3カ年で3分の1ずつ償還するもので、平成29年度が最終年度となります。

続きまして、6の地域支援事業費です。前年度より1,308万7,000円増の4,406万3,000円でございます。

介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、前年度より1,338万7,000円増の1,469万4,000円で、主に総合事業での訪問介護、通所介護に係る費用等になります。

23ページに移りまして、一般介護予防事業費につきましては、こちらは、体操教室などにおける講師謝礼、またサロン実施に係る補助として137万8,000円を計上しております。

24ページをお願いします。

包括的支援事業・任意事業費につきましては、前年度より173万8,000円減の2,793万1,000円でございます。地域包括支援センターの委託については、増加している高齢者の方からの相談や、またニーズ等に対応するため、職員数を1名増やし、4名体制で運営してまいります。任意事業につきましては、引き続き介護用品支給事業等を継続して実施してまいります。

25ページに移りまして、7、諸支出金につきましては、前年度並みでございます。

以上、歳出合計、本年度10億4,802万2,000円、前年度10億3,801万7,000円、前年度比較1,000万5,000円の増。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 歳入にも、歳出にもあるんだけど……

○議長（土屋 博君） 何ページですか、ページ数。

○10番（奥山博文君） 歳入の12ページで、この総合事業利用者負担とあるんですけども、総合事業というのは、一般的に何と何を指すの。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） この総合事業利用者負担金につきましては、今まで介護予防の中でも、高齢者の方が介護サービスを利用する際には1割は負担をしておりました。今度、その予防給付を受けている方で訪問介護と通所介護のみを利用されている場合は、これは新しい総合事業に移行することになります。その総合事業の利用者の方の1割負担分をこの雑入のほうで組んでおります。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） わからないので教えていただきたいのもあるんですが、15ページから16ページにかけてのことなんですけれども、居宅介護サービスと次の16ページの地域密着型介護サービスなんですけれども、何かサービスの内容が同じような感じがするんですけども、その違いはどういうところにあるのかということと、居宅が減って地域密着が増えているというのは、これは何を意味するのかという2点、お願いします。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） この居宅介護サービス給付費というのは、簡単に言いますと、特養のような施設サービスを除いた給付費が居宅介護サービス給付費というふうに言います。

それで、実は昨年度なんですけれども、法の改正がございまして、19人未満の定員の事業所は、自分のところは19人しか受けませんよというふうな事業所が、八丈の場合は小規模の事業所が多いんですけれども、以前はこの地域密着型介護サービスというのは八丈にあります認知症の通所介護サービス事業所のみを指していました。それが法改正によりまして、19名未満の定員の事業所のほうは、この地域密着型介護サービスのほうに移行するというふうになりました。

要するに、町のほうが指定権限を持つというような形に移行するようになりました。その関係で、八丈町の場合はほとんどが19名未満の事業所になりますので、居宅介護サービス給付費からその予算分を地域密着型介護サービスのほうに持っていったということになります。

○議長（土屋 博君） 5番。

○5番（山本忠志君） 次、17ページなんですけど、2番の介護予防サービス等諸費というところ

ろで、3,200万が昨年度の4,700万から比べておよそ30%減っているんですね。何か高齢者人口の増加とか、あるいは介護事業の増加ということを見ると、何かちょっと流れに逆行した感じがするんですけども、この辺の説明をもうちょっと詳しくいただけますか。

○議長（土屋 博君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） すみません、なかなかわかりづらくて申しわけございません。

この介護予防サービス等諸費の1,464万6,000円のこの減の部分につきましては、先ほど通所介護と訪問介護のみを使っている要支援1または2の方のサービスのお金の出どころというのが、22ページの6の地域支援事業費、こちらの中の介護予防・日常生活支援総合事業、こちらのほうで支出することになりますので、ちょうどこの介護予防サービス等諸費が1,400万円ほど減額になってはいますが、その相当分がこちらのほうに予算が回っているというふうにお考えいただければと思います。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第11号 平成29年度八丈町介護保険特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第5、議案第12号 平成29年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） それでは、介護の次になります黄色い色紙の次をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第12号 平成29年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算。

平成29年度八丈町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,238万8,000円と定める。

(「文言省略」の声あり)

○住民課長(奥山 拓君) はい。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

6ページをお願いいたします。

まず歳入のほうですけれども、1、後期高齢者医療保険料5,952万4,000円、654万円の減。これは、被保険者の減少が主たる要因となっております。また、平成28年、29年度は、広域連合通知によります確定数値の保険料の額でございます。29年度においても、保険料の変更はございません。

続きまして、2の使用料及び手数料3,000円は、科目設定でございます。

次に、3、繰入金1億2,686万1,000円、594万9,000円の減。こちら他会計繰入金、一般会計からの繰入金ですけれども、療養給付費等での減が主たる要因となっております。

次に、4、繰越金1,000円、科目設定でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

5、諸収入599万9,000円、48万4,000円の減。下、9ページのちょっと上のほうにございます、真ん中、折り目の部分にございますが、受託事業収入で、健康診査や葬祭費などとなっております。

以上、歳入合計、本年度1億9,238万8,000円、前年度2億536万1,000円、比較いたしまして1,297万3,000円の減ということになります。

10ページをお願いいたします。

歳出です。

1、総務費711万5,000円、こちらは前年に比べまして61万3,000円の減。職員の人件費また事務費等でございます。

11ページの下の方になりますけれども、2、保険給付費505万円、50万円の減。こちら葬祭費101件を見てございます。

12ページをお願いいたします。

3、広域連合納付金1億7,657万6,000円、1,186万円の減。こちら医療給付費の実績に基づきまして、広域連合より示されました納付金額の数値となっております、医療費の減額

が主たる要因となっております。

4、保健事業費263万7,000円で増減なし。こちらは健康診査の委託料になります。

5、諸支出金100万2,000円、増減なし。こちら過年度に係る保険料の返戻金ですが、平成28年度の実績に基づき計上してございます。

6、予備費で8,000円、増減なし。

以上、歳出合計、本年度1億9,238万8,000円、前年度2億536万1,000円、比較いたしましたして1,297万3,000円の減となりました。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 10番。

6ページで、医療保険料なんですけれども、これは被保険者が減ったというんだけれども、どれぐらい前年度から人数にして減っていますか。1割余り減っている計算になるんだけれども。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 今回の予算の対象人数が、被保険者は1,400人で、前年から19名ほど減となっております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 一千何百人で19名減ってこんなに減るわけ。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） この保険料に関しましては、28、29同額ということで、広域連合からの通知によります保険料となっております。

○10番（奥山博文君） 広域連合の中でね。

○住民課長（奥山 拓君） はい。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第12号 平成29年度八丈町後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第6、議案第13号 平成29年度八丈町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） ピンクの次になりますけれども、先ほど机のところに正誤表をお配りしてございます。大変申しわけございません、訂正をお願いいたします。

それでは1ページをお願いいたします。

議案第13号 平成29年度八丈町国民健康保険特別会計予算。

平成29年度八丈町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億2,871万6,000円と定める。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） はい。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8ページをお願いいたします。

歳入です。

1、国民健康保険税2億5,614万円、2,065万6,000円の減。1の一般の保険者と、2、退職者の保険税がございませけれども、双方とも減となっております。一般の対象者の収納率は27年度から1%アップの94%にしておりますが、対象者数が前年比157人ほど減となっており3,328人になってございます。また、税軽減措置対象者が拡大してございます。

9ページをお願いいたします。

2、使用料及び手数料1,000円、科目設定でございませ。

3、国庫支出金2億8,806万8,000円、172万1,000円の減。医療給付費の応分負担分が減額

のほか、次の10ページをお願いします。2の国庫補助金、1の財政調整交付金が減の要因となっており、特別調整交付金は、病院事業における医療機器分として270万円ほど増となっております。

また、国庫補助金の2に、事業費補助金ですけれども、こちら平成30年度からの都道府県化に向けての国保システム導入費が1,420万円ほど増となっております。

続きまして、4、療養給付費等交付金404万2,000円、1,826万7,000円の減。サラリーマン、公務員や共済出身者が退職すると国保に加入することになりますけれども、65歳になるまで医療費等を前の保険者が負担するというので、医療費等の実績に基づき、診療報酬支払基金から交付されるもので、現在経過措置として対象者は減少してございますので、大幅な減額となります。

5、前期高齢者交付金2億9,708万円、1,490万4,000円の増。こちらは、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費を、加入率によりまして各保険者で調整する制度によります。加入率が平均より上回る八丈町は、社会保険や共済等からの拠出によりまして、診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

続きまして、6、都支出金9,067万3,000円、375万円の増。1、負担金と次の11ページにございます補助金となります。まず、負担金は区市町村が共同で実施いたします高額医療費共同事業に対して、国同様、都が4分の1を負担する制度と、特定健診経費の一定額を国同様、都が負担するものとなっております。

また、補助金のうち、1の都補助金、こちら徴収率等の数値が他の町村と比較して高い場合に補助される制度でございます。

また2の財政調整交付金は、国庫支出金と同様に、医療給付費の応分負担分が主となっております。

11ページ、中ほどにございますが、7、共同事業交付金3億7,689万6,000円、2,538万円の増。こちら、1、高額医療費共同事業交付金は、1件が80万円を超えます高額な医療費が発生した区市町村に、実績に基づきまして国保連合会より59%分が交付されるものでございます。

また、2の保険財政共同安定化事業交付金、こちらは市町村国保間の保険料の平準化、また財政の安定化を図るため、制限枠を拡大しての都道府県単位で負担を共有する制度へと変更となっております。

続きまして、8、財産収入1,000円、科目設定でございます。

次の12ページをお願いいたします。

9、繰入金 2億1,580万2,000円、623万8,000円の増。こちら右のほうに書いておられますけれども、低所得者に対する保険税の軽減相当額を公費で負担する分、1、2、保険基盤安定繰入金のほか、その下にございます3から4、5、6の財政安定化支援事業繰入金までの項目は、法定で定められております一般会計からの繰入金でございますけれども、7番目に書いてございます法定外の繰入金です。これ、赤字補填のための繰入金、一般会計からの繰入金です。こちらは、今年度は前年度同額の1億2,000万となっておりますので、よろしくをお願いいたします。全体では623万8,000円ほど増となっております。

13ページのほうをお願いします。

10、繰越金の1,000円から、次の14ページの雑入まで、13項目までは科目設定となっております。

14ページ、一番下の行になりますが、歳入合計、本年度15億2,871万6,000円、前年度15億1,908万8,000円、962万8,000円の増ということになります。

続きまして、15ページをお願いいたします。

歳出になります。

1、総務費5,139万5,000円、2,126万9,000円の増。こちら総務費は、国保事業を運営するための人件費のほか、事務費、また1の総務管理費と、次のページにございます2の運営協議会費に係る経費は、一般会計より繰り入れされてございます。また、歳入のほうでも申し上げましたけれども、平成30年度からの都道府県化に向けての国保システム導入費委託料も予算計上されてございます。

17ページをお願いいたします。

下のほうになりますが、2、保険給付費 8億4,226万2,000円、539万5,000円の減。こちら被保険者数の減と過去2年間の医療費実績を勘案しまして、計上してございます。

次のページになりますが、退職被保険者にかかわる項目は歳入の療養給付費等交付金の項でも述べましたけれども、退職者関係は経過措置ということで、退職者被保険者の医療費は減額してございます。

20ページをお願いいたします。

中ほどにございますが、3、後期高齢者支援金等 1億6,067万円、725万4,000円の減。こちら被保険者数の減が要因となっております。

続きまして、21ページをお願いいたします。

4、前期高齢者納付金等61万円、53万1,000円の増。

続きまして、5、老人保健拠出金、こちらは5,000円、4,000円の減。

22ページをお願いいたします。

6、介護納付金7,246万円、238万4,000円の減。こちらは、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の負担分として、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

7、共同事業拠出金3億8,177万2,000円、20万5,000円の増ということで、こちらは歳入のほうでもご説明いたしておりますが、高額医療費による財政の影響への緩和や、保険料の平準化、また財政の安定化を図るための再保険のような制度への拠出金でございます。

下、23ページをお願いいたします。

8、保健事業費1,062万6,000円。増減はございません。40歳以上の800人を想定した特定健康診査、また保健指導を実施する経費となっております。

9、基金積立金1,000円、科目設定でございます。

24ページをお願いいたします。

10、公債費1,000円、科目設定でございます。

11、諸支出金691万4,000円、266万円の増。

次の25ページのほうに、真ん中より下のほうにありますけれども、病院事業会計繰出金への備品購入分が増額となっております。

25ページ、予備費200万円増減なし。

ということで、一番下になりますが、歳出合計、本年度15億2,871万6,000円、前年度15億1,908万8,000円、比較で962万8,000円の増ということになってございます。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） これは全体にかかわることなんですけれども、課長、30年度から都道府県単位になって、自分は最初は楽になるのかなと思ったんですけども、これ、課長の考えでいいんですけども、30年度以降保険料上がるんじゃないかとそういう心配があるんですけども、都道府県単位になった場合。どういう計算をしていますか、今。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 今、30年度からの都道府県化ということなんですけれども、こちらは、運営の保険給付費の関係を、東京都さんが全額持ちますということになります。それに伴いまして、こちらといたしましては、その保険料を納付金という形で東京都さんのほうに納めるということになります。そこで当然差がございますので、その辺は私のほうの今の感覚でございますけれども、当然、保険料を上げて、納付金を見合うだけのものを納めないといけないということが、この29年の6月から7月に、東京都さんのほうから納付金の算定のまず試算が送られてきます。それに基づきまして、こちらといたしましては国保運営協議会に諮りまして、いろいろそのあたりで保険税を見直していかなくちゃと、今のところは考えてございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 保険税の見直しは当然なんだけれども、予測として何か上がるんじゃないかなという、最初は、東京都、都道府県単位になると、これは結構楽になるのかなと思ったんだけど、何かこれを見ていると上がるんじゃないかなという心配があるんだけど、ここいら辺、試算云々かんぬんは6月以降にならないとわからないの。

○議長（土屋 博君） 課長の判断でいいというから、ちゃんとお答えしてください。

住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 現在の段階での島嶼部だけの比較をいたしますと、今、4人の家族の平均で出しますと、青ヶ島さんが今1位です。島嶼部では33万ほどになっています。あとは、大島、三宅、八丈が27万円台、4人家族の場合で。当然、ここに差もございますので、今の私の感覚では、今の保険税より上がるということで考えてございます。

○10番（奥山博文君） 上がる。持たないよ、本当、住民は。また滞納が増えるね。楽になると思ったのに。

○議長（土屋 博君） 滞納が増えるのかどうか聞いているよ。

住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） やはり、保険税というものはお支払いしてもらわないといけないということですので、その辺もまた滞納のほうの対策をとりながら進めてまいります。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 結局、保険だからしょうがないんだけど、払い切れないのよ。町の所得が、都内と違って低いんだよね。この国保加入者というのは、はっきり言って。それが30万近い金、毎年払えって言っても、結構厳しいと思うんだ、これだけじゃないから、

支払いというのは。これ、どうなるんだろうという心配があるんだけどね。心配してもしょうがないんだろうけれども。やっぱり上がる。そういうふうに見ているわけね、課長はね。はい、いいです。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第13号 平成29年度八丈町国民健康保険特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第7、議案第14号 平成29年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） 薄い緑の色紙の次になります。

1ページをお願いいたします。

議案第14号 平成29年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算。

平成29年度八丈町の浄化槽設置管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,654万1,000円と定める。

（「文言省略」の声あり）

○住民課長（奥山 拓君） はい。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

まず、地方債ということでございますが、起債の目的、こちら合併処理浄化槽の整備事業を行うことで、50基の設置基数、基準額の約40%分に当たります1,750万円を起債するものでございます。

また、起債の方法、利率、償還の方法は、前年度と変更ございませんので、よろしく願いいたします。

続きまして、7ページ、お願いいたします。

まず、歳入でございますが、1、分担金及び負担金50万円、増減なし。こちらは、事業所に浄化槽を設置した場合に、標準設置費の10%を設置者から分担金としていただくことになってございます。

次に、2、使用料837万1,000円、こちら31万7,000円の増。浄化槽整備事業で設置いたしました浄化槽使用者からいただく使用料でございます。28年度までに設置した浄化槽の使用料で31万7,000円ほど増額して計上してございます。

次に、3、国庫支出金2,220万3,000円前、前年度増減なし。平成25年度策定の生活排水処理基本計画に基づきまして、平成29年度の計画基数50基分の国からの浄化槽設置交付金でございます。また、単独処理浄化槽の5基分の撤去費用に関しての交付金も含まれてございます。

8ページをお願いいたします。

4、都支出金450万7,000円、こちら増減なし。国と同様、50基設置の計画に対しての都補助金で、こちら浄化槽撤去費の補助も同様に含まれてございます。

次に、5、繰入金ですが4,285万7,000円、492万3,000円の減。こちら、他会計繰入金、一般会計からの繰入金ですが、国庫、都支出金同様、設置基数50基で計上してございます。

次に6、繰越金1,000円、科目設定でございます。

次に7、諸収入60万2,000円、33万2,000円の減。下のページになりますけれども、延滞金と預金利子は科目設定のためでございますが、3の雑入、法定検査費など過年度の個人負担分を雑入として計上してございます。

次に、町債1,750万円、増減なし。こちらは50基分の合併処理浄化槽整備事業債になります。

以上、歳入合計、本年度9,654万1,000円、前年度1億147万9,000円、比較しまして493万8,000円の減でございます。

次のページ、10ページをお願いいたします。

歳出になりますが、1、総務費1,847万2,000円、前年に比べまして539万1,000円の減。こちら職員2名の人件費、事務費のほか、次のページ、真ん中より下になりますが、起債の償還のために歳入の都の浄化槽設置に係る補助金を、減債基金へ積み立てることになってございます。その積立金439万5,000円からなっております。

次のページをお願いいたします。

2、施設管理費1,190万7,000円、225万7,000円の増。こちら浄化槽法に基づきまして行われます検査料、清掃委託、保守点検委託でございます。28年度に設置した分も合算されるための増額でございます。

3、施設整備費6,510万8,000円、169万2,000円の減。こちらは、浄化槽の設置基数を前年同様50基で計画してございます。

次のページ、12ページをお願いいたします。

4、公債費85万4,000円、11万2,000円の減。合併処理浄化槽事業債の利息になります。

最後、予備費20万円。

ということで、以上、歳出合計、本年度9,654万1,000円、前年度1億147万9,000円、493万8,000円の減ということでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） この施設整備費なんだけれども、11ページのね。昨年度と同様で減になっているんだよね、同じ50基で。これ、安くなったということで見ているのかな。

○議長（土屋 博君） 住民課長。

○住民課長（奥山 拓君） こちらは、平成28年度までは増嵩経費というのも含んでの予算計上をしておりましたが、監査委員会のご指摘によりまして、増嵩経費は、業者と申請者でやるということで、それが生まれなくなりましたので、その分が減額ということになってございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第7、議案第14号 平成29年度八丈町浄化槽設置管理事業特別会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第8、議案第15号 平成29年度八丈町水道事業会計予算を上程します。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) それでは、書類番号12をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第15号 平成29年度八丈町水道事業会計予算。

総則。

第1条、平成29年度八丈町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(「第5条を除いて文言省略」の声あり)

○企業課長(菊池正勝君) はい。2ページのほうをお願いいたします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的。水道施設整備事業、限度額1億3,500万円でございます。配水管布設工事4件、水道機器改修工事5件に対するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございませんので、省略いたします。

3ページになります。

以上、平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

23ページをお願いいたします。

平成29年度八丈町水道事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出でございます。

1、水道事業収益。前年度と比較いたしまして405万4,000円増の4億4,308万5,000円、1、営業収益。前年度と比較いたしまして548万2,000円減の3億1,254万9,000円となっております。こちらについては、給水量の減によります水道料金の減、及び今まで生保高齢者減免についてはこちらの水道料金のほうに収入をしておりましたけれども、これを一般会計繰出金に組み替えたことによる減額でございます。2、営業外収益。前年度と比較いたしまして953万6,000円増の1億3,053万6,000円。こちらにつきましては、一般会計の補助金につきまして、28年度までは簡易水道事業債の償還金利子の2分の1分の補助だけでしたが、29年度から生保高齢者減免補助分が増加しております。また、長期前受金戻入についても563万3,000円増額しております。

次のページをお願いいたします。

水道事業費用。前年度と比較いたしまして855万3,000円増の4億2,829万5,000円でございます。1、営業費用につきましては684万3,000円増の3億9,583万5,000円となっております。これにつきましては、原水費では各施設の電気料等の減によりまして151万4,000円減額となっておりますけれども、次のページの浄水費、こちら水道浄水施設の電気計装置の保守点検費委託料が増額となっております128万8,000円の増。

また、次のページ、配水及び給水費につきましては336万1,000円減となっておりますけれども、これは検満量水器取替委託料、量水器の購入費が減額となっております336万1,000円の減となっております。

業務費につきましては509万2,000円の増額となっております。こちらにつきましては、28ページになりますけれども、委託料、アセットマネジメント業務委託料、こちらが増額となっております。このアセットマネジメント委託料につきましては、こちらは、水道施設の資産管理を行いまして今後の財政収支を見通すというものでございます。

5の総係費につきましては、17万3,000円減というところでございます。昨年並みというところでございます。

29ページのほうになります。

減価償却費につきましては、559万1,000円の増額となっております。

30ページになります。

2、営業外費用3,226万円、前年度と比較いたしまして171万円の増額となっております。こちらにつきましては、支払利息及び企業債取扱諸費、前年度と比較いたしまして173万

2,000円の減となっておりますけれども、こちらは、昭和62年から平成28年度までの水道施設整備に係る起債194件分の利息でございます。

35ページのほうになります。

こちらは、繰延勘定償却につきましては前年と同額でございます。

消費税につきましては、344万2,000円の増額となっております。

予備費については、増減はありません。

次のページになります。

資本的収入及び支出。資本的収入3億287万円、うち企業債1億3,500万円でございます。

一般会計補助金につきましては1,199万3,000円、こちらにつきましては、簡易水道事業債の元金償還金の2分の1分の補助でございます。

3、都支出金1億5,587万7,000円。配水管布設工事2件、水道機器改修工事2件、大川浄水場改修の基本設計分の補助金でございます。

次のページになります。37ページでございます。

資本的支出4億3,160万6,000円。

建設改良費につきましては3億1,240万8,000円でございます。こちらにつきましては、大川浄水場改修工事の基本設計、配水管布設工事4件、水道機器改修工事5件、あと急な機器の改修、漏水等に対応する工事費でございます。

2、企業債償還金につきましては1億1,919万8,000円でございます。こちらにつきましては、昭和62年度から平成26年度に借りた水道施設整備事業債168件分の元金の償還金でございます。28年度末の起債の残高につきましては23億3,433万6,035円となります。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 課長、昨年、樫立地区がむやみやたらと断水が多かったんだけど、あれは前もってわかっていたやつですか、それとも急にですか。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） どの断水のことを言われているか、ちょっとはつきりしませんけれども、急な場合はその当日に防災無線等で断水ということは、あらかじめ工事等で計画断

水、こちらのほうで計画的に断水させる場合につきましては、近隣の住民の方にはご連絡を差し上げるとともに、防災無線でご連絡を差し上げているというところでございます。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） その防災無線の話なんだけれども、防災無線で樫立地区だけで去年3回ぐらいあるんじゃない、多分。というのは、相当、樫立地区の管が古いか壊れる箇所が多いと思うんだけど、破損している場所が。どうですか、一番やっぱり悪いですか、樫立が今。3回ぐらいあったと思ったが、防災無線で。樫立だけで。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 今、地区ごとの古い老朽管の比率というのが手元に資料がないのですけれども、耐震化比率というものを出して、地震に強い管が入っているかどうかというのを、坂上につきましては一応、24.5%が耐震化終わっているという形で、坂下よりも坂上のほうが今のところこのデータだと耐震化というところは進んでいるということになっております。

○10番（奥山博文君） むやみに断水が多いから、樫立が。それも夕方。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第15号 平成29年度八丈町水道事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

続いて日程第9……

（「休憩」の声あり）

○議長（土屋 博君） 休憩動議が出ましたので、15分まで。

（午後 2時02分）

○議長（土屋 博君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2時15分）

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第9、議案第16号 平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの水道事業会計予算書の次になります。

1ページのほうをお願いいたします。

議案第16号 平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算。

総則。

第1条、平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除いて文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） はい。2ページのほうになります。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的でございます。自動車購入事業、限度額2,200万円、路線バス1台の更新に係る起債でございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございませんので、省略いたします。

3ページのほうになります。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

23ページをお願いいたします。

平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出でございます。

1、自動車運送事業収益。昨年度と比較いたしまして143万3,000円増の1億3,347万1,000円でございます。うち営業収益につきましては164万1,000円増の8,294万1,000円でございます。こちらにつきましては、貸切収入の増を見込んだことによるものでございます。

均衡予算につきましては、28年度と同額の2,300万円を入れております。

次のページをお願いいたします。

2、営業外収益。昨年度と比較いたしまして20万8,000円減の5,053万円でございます。こちらにつきましては、長期前受金戻入の減でございます。一般会計からの補助金につきましては、28年度と同額の5,000万円となっております。

続きまして、自動車運送事業費用のほうでございます。

昨年度と比較いたしまして、314万3,000円増の1億3,164万7,000円でございます。うち営業費用につきましては、289万1,000円の増の1億2,570万3,000円となっております。こちらにつきましては、次のページのほうになりますけれども、貸切収益増を見込んだことによります臨時ガイドの賃金及び軽油代等の増額でございます。

次、26ページのほうになりますけれども、減価償却費につきましては221万6,000円増額となっております。

29ページのほうになります。

営業外費用につきましては、昨年度と比較いたしまして11万1,000円減の474万4,000円でございます。こちらにつきましては、企業債利息の減、消費税の納付額の減によるものでございます。

特別損失につきましては36万3,000円増の100万円となっております。こちらにつきましては、29年度に買い替える車両の除却費となっております。

予備費については増減なしの20万円となっております。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

資本的収入。こちら2,200万円、うち企業債が2,200万円でございます。路線バス買い替えの起債でございます。

資本的支出4,230万9,000円。建設改良費2,330万5,000円。乗り合いの中型バス車両購入1両分でございます。

2、企業債償還金1,900万4,000円。平成25年度から28年度に借りたバス購入費の起債の元金償還金でございます。平成28年度末の起債残高につきましては6,064万4,955円でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

2番。

○2番（浅沼憲春君） この間テレビを見ていたんですけれども、バスパの領収書がないとテレビで言っていましたので、そういう領収書が必要な方もいると思いますので、検討をお願いいたします。

○議長（土屋 博君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） こちらも見ておりましたので、大変申しわけありませんでした。検討いたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第16号 平成29年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第10、議案第17号 平成29年度八丈町病院事業会計予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの一般旅客運送事業会計予算書の次になります。

1ページのほうをお願いいたします。

議案第17号 平成29年度八丈町病院事業会計予算。

総則。

第1条、平成29年度八丈町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（「第5条を除いて文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池正勝君） はい。

2 ページのほうになります。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。医療機械器具整備事業でございます。限度額につきましては1,190万円です。医療機器更新の7件分の起債でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございませんので省略いたします。

4 ページのほうになりますけれども、平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

27ページをお願いいたします。

平成29年度八丈町病院事業会計予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

1、病院事業収益。昨年度と比較いたしまして508万8,000円減の13億2,639万6,000円でございます。そのうちの医業収益は112万8,000円の増となりまして、9億7,523万6,000円となっております。こちらにつきましては、外来収益及びその他の医業収益中の企業検診分の増収を見込んでおります。

均衡予算につきましては1億8,500万円で、28年度と同額でございます。

2の医業外収益につきましては612万6,000円減の3億5,116万円でございます。こちらは、次のページになりますけれども、一般会計の負担金、こちらにつきましては企業債利息の減によりまして92万5,000円減額となっております。

また、一番下になりますけれども、長期前受金戻入につきましては539万6,000円の減となっております。

次のページをお願いいたします。

1、病院事業費用。こちらにつきましては530万3,000円減の13億2,065万4,000円となっております。そのうちの医業費用35万5,000円増の12億8,336万2,000円となっております。こちらにつきましては、職員数の減によりまして給与費は728万3,000円ほど減となっておりますけれども、次のページ、材料費におきまして、高額薬品による治療が増えたことによる薬品費の増により1,238万9,000円増えているというところと、経費におきまして、32ページになりますけれども、医療機器のリース料の増及び、次のページになりますけれども、建物・医療機器の修繕費等が増になりまして、先ほどの医業費用につきましては35万5,000円の増額という形になっております。

次、34ページになります。

管理費につきましては、人件費の減。

次のページの負担金が、地域医療奨学助成金の減によりまして232万6,000円の減となっております。

次、35ページになりますけれども、減価償却費については670万6,000円の減となっております。

次、医業外費用でございますけれども、565万8,000円の減額となりまして3,709万2,000円となっております。こちらにつきましては、支払利息及び繰延勘定償却の減によるものでございます。

企業債の支払利息のほうでございますけれども、平成8年から28年度まで、病院建設、医療機器に対する起債20件分の利息でございます。

次のページになります。

予備費については増減なしの20万円でございます。

次、資本的収入及び支出になります。

資本的収入1億6,466万1,000円、うち企業債1,190万円でございます。

一般会計負担金につきましては1億93万8,000円となっております。こちらにつきましては、病院事業債の元金償還金の3分の2相当額の負担金でございます。

次のページになります。

都の支出金は4,642万3,000円。病院建設に係る起債の償還金への補助及び産婦人科で使用する超音波診断装置購入に係る補助金でございます。

4、他会計補助金540万円国保会計からの医療機器購入に係る補助金でございます。

次、支出のほうでございます。

1、資本的支出、2億2,886万5,000円。

1、建設改良費3,995万6,000円でございます。こちらにつきましては、28年度から継続費で行っている非常用発電機ラジエーター改修工事と医療機器更新に係る購入費となっております。

次のページになります。

企業債償還金1億8,890万9,000円。平成8年から27年度までの病院建設、医療施設、機器更新のための起債17件分の元金償還金でございます。28年度末の残高につきましては16億753万6,115円でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 事務長、この前は戸車を修理していただいてありがとうございました。それで、もう20年近くたっているわけですから、あの病院ができて。相当傷んでいるところがあると思うんですよ。もし傷んでいる場所があったら改修のほうをしていただきますようお願いしておきます。

○議長（土屋 博君） 答弁しますか。

○10番（奥山博文君） いいよ。

○議長（土屋 博君） 答弁、やるならやるって。

事務長。

○病院事務長（奥山 勉君） 今、お話がありましたように、もうかなり傷んでいる部分もありますので、これは計画的に全部やっていきます。

○10番（奥山博文君） お願いします。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第17号 平成29年度八丈町病院事業会計予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第11、議案第18号 職員の給与に関する条例等の一部を

改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（山越 整君） それでは、書類番号13番をお願いいたします。

議案第18号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方公務員法第14条及び第59条の規定により、人事院による公務員給与の調査等や勧告を参考とし、八丈町の一般職員の勤務条件を改正する必要があるので、本案を提出します。

ページをお開きください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ということで、今回こちらに書いてある改正のポイントは3つあります。我々の職員の超過勤務の手当を計算するときの基礎になる単価、この超勤の単価の計算方法を変えますというところになります。

具体的には、1年間の勤務時間、勤務日数から勤務時間を割り出して割り返すんですけども、その勤務時間というのを、今現在、この28年度までは2,015時間ということで時間をやっています。これを、実際はもう少し勤務時間って短いというところもありますので、実情に合わせて1,868時間に時間の分母を変更するという、そういったことになります。

それから2点目、育児休業の子供の範囲、これが拡大されましたということ。

それから3点目が介護休暇。こちらのとり方、分割ができるようになったりとか、1日にとる時間の変更があったりというところになります。

ということで、以上3点の改正というのが今回の条例の改正ですので、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） 今、一般的には残業が100時間未満だ、何だかんだやっているんだけれども、町のほうは、部署部署で、結構、課ごとに違うとは思うんだけれども、残業の規定というのはありますか、町のほうで。上限。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） 今、町の職員の中で、この間来からの話のように、部署によって

多いところと少ないところがあります。それに関して、我々のほうで上限を設けているというのはやっております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 過労死みたいなことがあっちゃ困りますので、ぜひとも、課によっちゃ大変だと思うんですよね。ある程度、負担がかからないような体制をとってもらわないと困りますので、ほかの課から手伝いに行くとか、そこいら辺はうまくやっていただきたいと思えますけれども、そこいら辺はどうですか。

○議長（土屋 博君） 総務課長。

○総務課長（山越 整君） 今、我々、それぞれの課、それからそれぞれの係の超過勤務の状況と、それからあと有給休暇、これの取得状況というものを少し目に見える化をして今やっております。ただし、そここのところで、うまく人員配置、この間から出ているように人員配置の問題等もあって、なかなかそれが全ての課、係で平準化するというところまでまだ至っていないんですけれども、今言ったように、係の状況は見える化することで、我々としては次年度以降のいろんな検討の材料ということで見ております。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第18号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第12、議案第19号 八丈町町税条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、税務課長。

○税務課長（川上明和君） ただいまの次のページをお願いします。

議案第19号 八丈町町税条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が公布され条例を整備する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いします。

今回の条例改正の内容ですが、8条の条文が改正されてございます。まず文言の変更が1件、消費税増税延期に係る関係で3件、グリーン化特例に係る関係で4件。

まず1点目は、文言の改正でございます。地方税法第317条の2第1項、これは申告書の記載の事項を規定してある条文でございますが、その中にある仮認定特定非営利活動法人の名称を、特例認定特定非営利活動法人と変更するものでございます。

2点目は、消費税の増税延期に伴い、それを財源として予定しておりました法人税割税の導入時期の変更にて2条、また個人住民税の住宅ローン控除の対応年、平成22年から平成41年までが平成22年から平成43年に、また居住条件の平成21年から平成31年を平成21年から平成33年に延長するものでございます。

3点目は、グリーン化特例の環境性能割及び新税率適用の延長及び適用内容の変更により、4条の改正を行うものであります。条文文章を一旦削除してから、新たに条文の追加が2条、軽自動車税の環境性能割による取得時期の税制軽減が1年延期になることによる経過措置の新設と適用年度の変更のための条文が1条になります。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第19号 八丈町町税条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（土屋 博君） 続いて、日程第13、議案第20号 八丈町立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、教育課長。

- 教育課長（高橋太志君） 議案第20号 八丈町立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。本条例の備考に、東京都八丈島八丈町立大賀郷中学校運動場を加える必要があるもので、本案を提出します。

次ページをお願いいたします。

本件は、条例中、別表第2に運動場照明料を規定しております。また、その備考分に、運動場に照明設備を備えた運動場の設置場所をうたっております。そのうち、東京都八丈島八丈町立末吉小学校運動場の記載を削除させていただきます。これは、学校施設でなくなったことにより、平成25年4月1日施行ということで既に八丈町体育施設条例に追加記載してありますが、体育施設開放条例のほうからは削除していなかったことによるものです。また、こちらも、平成27年度設置済みの東京都八丈島八丈町立大賀郷中学校運動場を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

- 議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

- 10番（奥山博文君） 昔、結構話題になったんですけども、この運動場の照明、使う場合は人数制限というか、2人で照明をこうこうつけてサッカーの練習をやっていたという

のは、あれはちょっとまずいんじゃないかという話が、前出たことがあるんだけども、この人数云々かんぬんというのはありますか。何人以上じゃなければ照明は使っちゃいけないとかというのは。なかったかな。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） たしか人数は規定していないと思います。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 2人ぐらいで照明をこうこうとつけて練習されると、結構、前ね、いろいろ出たんですよ。そこいら辺、もう少し考えてもらいたいな。練習するんであれば、やはり何人とか、夜間の場合、照明やる場合は、決めていただきたいなというのがあったんだけども。

○議長（土屋 博君） 教育課長。

○教育課長（高橋太志君） 今後、検討させていただきます。

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第20号 八丈町立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第14、議案第21号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（菊池 良君） それでは、次のページをお願いいたします。

議案第21号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。町當中道団地E棟の建替え、中道団地7号棟の用途廃止に伴い、条例を整備する必要があるので本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

八丈町営住宅条例の一部を次のように改正するということでございまして、町営住宅条例の中に、別表として一覧表がございます。その中の、ここに中道団地の抜粋が載っているわけですが、本年度28年度に建設しましたE棟4戸を加えまして、解体いたしました7号棟8戸を削除するものでございます。

次のページをお願いいたします。

これが改正後の一覧表になります。一番下、8戸減らして4戸増やしますので、同表計の部中、425を421に改める。附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） この表で言うと、昭和53年、これを建て替えればもう終わりということ解釈していいのかな。

○議長（土屋 博君） 建設課長。

○建設課長（菊池 良君） 先ほど、平成29年度の予算を通していただきましたので、29年度で12戸解体する予定でございます。

○議長（土屋 博君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第14、議案第21号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第15、議案第22号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長(奥山 拓君) その次になります。

議案第22号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。肥料袋詰手数料を改定する必要があるので本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

ということで、これは肥料の堆肥の提供価格を1袋100円から200円に改めるというものでございます。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

よろしくをお願いいたします。

○議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第22号 八丈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第16、議案第23号 八丈町介護保険条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課課長。

○福祉健康課長（高野秀男君） それでは、次のページをお願いします。

議案第23号 八丈町介護保険条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。消費税10%への引き上げが平成31年10月に延期されたが、平成29年度政府予算案が閣議決定され、現行の第1段階の方への第1号保険料軽減を継続することになったため本案を提出します。

次のページをよろしくをお願いします。

介護保険の予算の際にも説明させていただきました。今回の改正は、第6期介護保険事業計画を平成27年度につくりました。その際に、介護保険料は所得段階で第1段階から第3段階に該当する方は、平成29年4月に予定されていた消費税10%引き上げに伴い、保険料率を軽減する予定でした。しかしながら、31年10月に引き上げが延期されたため、国が実施しない方向になりましたので、第1段階の方のみ、現行の軽減率で保険料を算定するものです。

第1段階の方は、保険料の基準額に0.55%で算出するところ、0.05%軽減し0.5%で算出しております。金額にすると、年額で3万7,500円のところ3万4,100円ということで、3,400円減額になっております。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第16、議案第23号 八丈町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第17、議案第24号 八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を上程いたします。
説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長(高野秀男君) それでは、次をよろしく申し上げます。

議案第24号 八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。指定地域密着型サービスに定員が、すみません、こちら文言のほうを訂正して、申しわけございません。19名以下となっておりますけれども、19名未満に訂正させていただきます、19名未満の通所介護事業者が加わったため、設備及び運営に関する基準を定める等の必要があるため本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

こちら、予算の際にご説明させていただきましたが、介護保険法の改正により、指定地域密着型サービスに、定員が19名未満の通所介護事業所が加わることになりました。そのため、その指定密着型通所介護の部分の文言を整備するものでございます。

平成27年度までは、地域密着型サービス事業所は、認知症の通所介護のみの3カ所でしたが、新たに19名未満の事業所が加わることで、6カ所になります。

以上で説明を終わります。

○議長(土屋 博君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(土屋 博君) ご異議ないものと認め、日程第17、議案第24号 八丈町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(土屋 博君) 続いて、日程第18、議案第25号 八丈町地域包括支援センターの運営基準に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長(高野秀男君) それでは、また次をよろしく申し上げます。

議案第25号 八丈町地域包括支援センターの運営基準に関する条例の一部を改正する条例。
上記議案を提出する。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。介護保険法の一部改正に伴い、八丈町地域包括支援センターの運営基準に関する条例の一部を改正する必要があるため本案を提出します。

次のページをお願いします。

今回の改正は、地域包括支援センターに配置しています主任介護支援専門員の研修の更新研修期間を明文化するものでございます。

主任介護支援員というのは、基本、ケアマネジャー、介護サービスのケアプランをつくるケアマネジャー業務を通算して5年以上やっている方がこの主任ケアマネジャーの研修を受けることができます。ただし、この研修を受ける際には、自治体からの推薦を受けて研修を受けることになります。

現在、この主任介護支援専門員は、八丈町のほうには4名いらっしゃいます。そのうち、こちらに書いています研修については、既に2名の方は研修を修了しているような状況にあります。

研修期間は約10日間の研修になります。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第25号 八丈町地域包括支援センターの運営基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 博君） 続いて、日程第19、議案第26号 八丈町末吉多目的交流施設設置条例を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） それでは、ただいまの議案の次でございます。

議案第26号 八丈町末吉多目的交流施設設置条例。

上記議案を提出する。

平成29年3月1日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。八丈町末吉多目的交流施設の開設に伴い、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町末吉多目的交流施設設置条例ということでございます。

旧末吉小学校を活用するため、新たに条例を整備するものでございます。条文の朗読は省略し、概要で説明をさせていただきたいと思っております。

まず第1条でございますけれども、目的といたしまして、町民の相互交流及び町民と都市住民との交流を図ること。また、町民の健康増進を促進し、地域の活性化とコミュニティの健全な育成を図ることを掲げてございます。

第2条は、名称ということでございますけれども、名称として、八丈町末吉多目的交流施設としております。

位置につきましては、この末吉の2648番地が校舎の部分、末吉592番地の5がプールの部分となっております。

3条におきまして、交流施設に置く施設といたしまして3つ。交流・研修室、簡易宿泊施設、3、屋外プール施設としてございます。

4条におきまして、交流施設において実施する事業費といたしまして、1、国内外、地域間及び世代間交流に関する事業から、5のプール使用に関する事業までを挙げてございます。

5条、6条におきましては、使用の承認関係を規定しております。

次のページをごらんください。

7条、8条、9条におきましては、使用料の関係を規定しておりますけれども、右のページに使用料を別表にしてございますので、ご説明させていただきます。

まず、施設区分といたしまして、交流・研修施設につきましては原則無料としております。ただし、物販と営利を目的の場合については、1時間当たり1,000円をいただきたいと思っております。

2つ目の簡易宿泊施設につきましては、1泊1人当たり1,000円をいただきたいと思っております。島内の小・中・高生が活動の一環として宿泊する場合について減免することは、規則のほうで定めてございます。

一番下の屋外プール施設につきましては、無料としております。

条例のほうに戻りまして、10条、11条で禁止行為について、12条において原状回復義務について、13条で損害賠償を規定しております。

14条におきまして、規則への委任ということで、この条例の施行につきましては平成29年4月1日からを考えてございます。

最後に、交流施設の使用対象者でございますけれども、規則のほうで定めてございます。

原則、プール以外、町内の活動拠点とする団体としてございます。これまで大学のほうがボランティア活動等で使っておりましたが、こちらにつきましては、官学連携事業として町と大学等が契約を結んでおります。規則の中におきます特別な場合として位置づけまして、今後も継続していきたいと考えています。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 博君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（奥山博文君） いいと思うんですけども、一番心配なのは、このプールなんです。監視員もつけなくちゃいけないと思うんですけども、利用する人が余りにも少なかった場合、やはり人数をチェックしないといけないと思うんです、このプールに関しては。無料でも、監視員はつけなくちゃいけない。利用する方が少ないという場合、どのような策をとるのか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） プールにつきましては、来年度の一般会計予算におきまして最低1名以上つけるように配置を考えてございます。

○10番（奥山博文君） 利用者が少なかった場合、監視員。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 監視員をつけるのは当然。ただ、利用客がなかった場合、それが心配なの。利用してくれれば一番いいんですけども、利用客もないのに監視員をつける。プールは稼働する。そういう場合はどうするのか。要は、費用対効果、きっちりできるのかどうかというのが一番心配なんだよね。ほかはいいとしても、このプールだけは、一夏シーズンでも、果たしてそんなにいるのかなという心配があるだけども。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） プールに関しましては、今のところ7月20日から9月10日までという時期を考えてございます。時間につきましても、午前10時から午後4時までとしておりますけれども、実際、末吉の方のご協力もいただきたいと思います。実際にはこれよりも短い時間で進めていきたいと思っております。

○議長（土屋 博君） 10番。

○10番（奥山博文君） 利用客が少なかった場合はどうするのかというのを聞いている。いろいろな方法はいいんだよ。ただ、監視員はつけました。きょうは1名しか泳ぎに来なかつ

た、プールを利用しなかった。次の日はゼロでございましたと、そういう日が続いた場合、利用してくれば一番いいんですけども。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長、はっきり答えてよ。

○企画財政課長（佐々木真理君） 確かにそのようなことはあるかと思いますが、ことし初めて一般開放とするので、状況を見ながら判断をさせていただきたいと思います。

○10番（奥山博文君） 統計だけはとってよ。

○議長（土屋 博君） 最初が肝心だから、ちゃんとしないとだめだよ。

そういうことで理解して、いいですか。

じゃ、4番。

○4番（山下 巧君） 宿泊の人数なんですけれども、何人分用意してありますか。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 今回の一般会計予算書でも70万円計上してございます。今のところ、武蔵野大学さん、既にもう夏の予定が決まっております、約400泊ぐらいはもう既に入っているところでございます。

○議長（土屋 博君） 4番。

○4番（山下 巧君） 1日何人泊られますかという質問です。

○議長（土屋 博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木真理君） 失礼いたしました。定員としましてはベッド数50ということですので、マックス50ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（土屋 博君） いいですか。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、日程第19、議案第26号 八丈町末吉多目的交流施設設置条例は、原案どおり可決いたしました。

◎延会の宣告

○議長（土屋 博君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（土屋 博君） ご異議ないものと認め、本日は延会といたします。

次の会議は3月30日木曜日午前9時より開議いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時04分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年3月27日

議 長 土 屋 博

署 名 議 員 水 野 佳 子

署 名 議 員 沖 山 恵 子